

第百七十七回国
会

参議院総務委員会会議録第十八号

平成二十三年六月十六日(木曜日)

午後一時三十分開会

委員の異動

六月七日

辞任

石井 浩郎君

補欠選任

藤川 政人君

六月八日

辞任

寺田 典城君

補欠選任

川田 龍平君

六月九日

辞任

難波 獎二君

補欠選任

谷 博之君

六月十日

辞任

川田 龍平君

補欠選任

寺田 典城君

六月十四日

辞任

中西 祐介君

補欠選任

猪口 邦子君

六月十五日

辞任

友近 聡朗君

補欠選任

横峯 良郎君

難波 獎二君

猪口 邦子君

藤川 政人君

江田 五月君

高階恵美子君

六月十六日

辞任

江田 五月君

小西 洋之君

高階恵美子君

溝手 顕正君

補欠選任

難波 獎二君

安井美沙子君

中西 祐介君

藤川 政人君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

藤末 健三君

加賀谷 健君

武内 則男君

片山さつき君

金子原二郎君

魚住裕一郎君

委員

石橋 通宏君

行田 邦子君

難波 獎二君

平田 健二君

安井美沙子君

吉川 沙織君

磯崎 陽輔君

岸 宏一君

世耕 弘成君

中西 祐介君

藤川 政人君

山崎 力君

山本 順三君

石川 博崇君

寺田 典城君

山下 芳生君

片山虎之助君

又市 征治君

国務大臣

副大臣

総務大臣

内閣府副大臣

総務副大臣

総務副大臣

財務副大臣

厚生労働副大臣

環境副大臣

大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

政府特別補佐人

人事院総裁

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

総務省自治行政

局公務員部長

総務省自治財政

局長

厚生労働省社

会・援護局長

環境大臣官房廃

棄物・リサイク

ル対策部長

参考人

日本放送協会技

師長・専務理事

日本郵政株式会

社取締役兼代表

執行役社長

日本郵政株式会

社専務執行役

本日

の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消

防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

(社会保障と税の一体改革に関する件)

(緊急警報放送の普及に関する件)

(国家公務員制度改革に関する件)

(国と地方の協議の場の在り方に関する件)

(地方公務員制度に対する国の関与の在り方に
関する件)

(日本郵政グループにおけるパワーハラスメン
トに関する件)

(被災地のがれき処理における国の役割に関す
る件)

(原発事故の被災者及び被災自治体への支援に
関する件)

○現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して
税制の整備を図るための地方税法等の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤末健三君) ただいまから総務委員会
を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日まで、小西洋之君、友近聡朗君、石井浩

郎君及び松下新平君が委員を辞任され、その補欠

として安井美沙子君、横峯良郎君、藤川政人君及

び金子原二郎君が選任されました。

○委員長(藤末健三君) 理事の補欠選任について

お諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつて

おりますので、その補欠選任を行いたいと存じま

す。

理事の選任につきましては、先例により、委員

長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんでしょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(藤末健三君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に金子原二郎君を指名いたしま

す。

○委員長(藤末健三君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りいたします。

行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、総務省自治行政局公務員部長佐々木敦朗君外三名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（藤末健三君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（藤末健三君） 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、日本放送協会技師長・専務理事永井研二君外二名を参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（藤末健三君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（藤末健三君） 行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○武内則男君 本日の委員会で、総務委員会では約一年ぶりに質問に立たさせていただきました。どうぞよろしくお願いをいたします。民主党の武内則男です。

小泉政権のときから、一〇〇四年の地財ショック、そして社会保障費の削減、三位一体改革、本当に地方は、財政的にも行政サービスを維持していくにも大変痛め付けられた状況の中で、自治体職員、そして自治体議会を経験して国会に送っていただきました。今日は、自治体の方でも伸び行く社会保障サービスの中身と、そして制度設計について、大臣の御所見を伺っていきたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いをいた

します。

政府においては、昨年来、社会保障と税の一体改革に向けて、社会保障改革に関する有識者検討会、社会保障に関する集中検討会議などを積み重ね、六月二日に社会保障改革案が提示をされました。現在、成案決定会合を開催をして、六月二十日までに成案を得る方向で動いているというふうに承知をしております。

そこで、お伺いをいたします。

まず、昨年の十二月十四日の閣議決定において、社会保障と税の一体改革の目的は、国民の安心を実現するための社会保障の機能強化とそれを支える財政の健全化を同時に達成するとなっており、その改革の基本的な方向は、社会保障改革に関する有識者検討会報告に基づいたものだったはずというふうに考えております。

そこにおいて、社会保障政策における地方自治体の役割や、それを支える安定財源が記されていたと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（片山善博君） それはそのとおりでありまして、昨年の閣議決定では、今御指摘になりました社会保障改革に関する有識者検討会報告において示されている内容を基本的方向とするとされておりまして、その有識者会議の中では「地方自治体の社会保障負担に対する安定財源の確保が重要な目標でなければならない」と記述があります。これは、もとよりこの記述が仮になかったとしても、地方自治体が社会福祉の年金を除く大半を実施しているわけでありますから、国民、住民の皆さんに質の高い、しかも持続可能な社会保障制度を、具体的な施策を供給するためには安定的な財源は欠かせないものと認識をしております。

○武内則男君 大臣の方から御答弁いただいたことについて確認をさせていただきなごら次にいらせていただきますが、二月から始まった社会保障改革に関する集中検討会議では、当初は市役所の、基礎自治体の消費生活相談員の取組や、あるいは湯浅委員から指摘をされた地方自治体のワン

ストップサービスの重要性が語られたものの、大震災以降の議論では、せんだってお亡くなりになりました笹森内閣特別顧問は地方自治体の重要性を語るのみだったというふうに承知をしております。地方団体のヒアリングも非公開の会合において一回で終わり、また片山大臣の意見も参考として片付けられた感があるなど、大変失礼極まりない状況だというふうに思います。

そして、六月二日に出された社会保障改革案は、地方自治体の役割は全く無視されたものになっていと言わざるを得ません。これはそもそも課題の設定やあるいは社会保障改革の検討体制そのものに問題ありということ指摘をしておきたいというふうに思います。その社会保障改革案は国の制度のみに特化した内容となっていて、社会保障改革の具体策についても、そして地方自治体の関係項目は見当たりません。

社会保障給付は、年金を除いて大部分は地方自治体が担っています。同時に、社会保障給付は国の制度だけでなく地方自治体の単独事業も含めて総合的に実施をされているという最も重要な認識が欠けているのではないかとこのように考えていると思いますが、大臣の御所見をお伺いをいたします。

○国務大臣（片山善博君） 今般、二月から始められましたこの社会保障制度と税の一体改革についての議論は、担当大臣の下で進められたわけでありまして、私はいかに最初から勘違いがあったと思いますが、ボタンの掛け違いがあったという説明をされている方もおられましたが、そうではなくて、本当に最初から勘違いがあったと思います。

といいますのは、そもそも今議員もおっしゃったように、社会保障については、我が国では年金を除いてはそのほとんどを地方自治体がサービスを提供しているわけでありまして、したがって、最初から地方自治体を抜きにした、地方自治体の経緯とかを踏まえない、そういう改革案というのは本来ないはずであります。

国の観点だけで、国庫に関係するものだけを中

心にして、社会保障制度これが全貌だと称し、かつそれに対するその財源をどうするという、そういう議論は我が国の社会保障の一部を議論するだけで、しかも担い手である自治体を無視した形でやっているわけで、これでは私は絵にかいたもちにすぎないと思います。

当初から、自治体の意見をよく聞いてもらわなきゃいけませんよという話も私も閣内で話をしておりまして、その際必ず、いや、いずれ時期が来たら聞くからということだったんですけれども、いずれ時期が来たらそのまま店じまいということになってしまいました。いや、十分聞いたと担当大臣は言われるんですけれども、自治体の意見は十分聞いたと言われるんですけれども、自治体側に聞いてみますと十分しか聞いてもらえなかったということでありまして、どうも漢字の読み方がそれぞれ違うんではないかと思いますが、本当に僅かしか聞いてもらっていないようですし、その聞いたのも音声として聞いたというだけでありまして、じっくり耳を傾けて必要なことを盛り込んだということにはなっておりません。

で、最終的な検討会議が終わるときに、私はもうはつきりとそのことを申し上げまして、こんなことでは自治体の納得は得られないから、本当に、仮に政府が決めたとしても何の意味もなくなりますよということを申し上げて、そこから先般、国と自治体との、国と地方六団体との協議の場も法律に定められて初めて正式なものが行われたんですけれども、その場でもかなり激しいやり取りがありました。現在自治体側の、地方側の意見がちゃんと反映するようにということで必要な調整作業を進めているところであります。

○武内則男君 ありがとうございました。この間の議論の中で地方単独事業がやり玉で上がるというのか、あくまで向こう側の一方的な話ですが、そういう議論がされてきて、私も随分憤慨をしてお話を、総会でも議論をさせていただきました。そこで、若干私の方から単独事業のことについて少し触れさせていただきたいと思っております。

地方単独事業が支える社会保障政策というのは、私言うまでもなく幾つかあります。政府が示した社会保障改革案は、国の社会保障制度と併せて実施されている地方単独事業に関して全く配慮がされていないと言わざるを得ません。

例えば、医療政策については、診療報酬だけで経営をしている民間病院だけでなく、へき地医療であったり、あるいは高度医療、専門医療、救急を中心的に担っている公立病院も大変大きな役割を果たしています。同時に、その運営に自治体の一般会計から繰入れを行っているというのが実態であります。同時に保育所に関しても、地方単独事業で実施をしている公立保育所は全国で保育所の四割を占めています。同様に、学童保育についても公立が四割を占めるという事態にございます。

この点について、私はやっぱり政府はしっかりとこのことを認識をして社会保障サービス全体を制度設計するべきだというふうに思っておりますが、大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(片山善博君) 私も同感であります。自治体が行っておりますこの社会福祉の分野での単独事業というのは、しっかりと評価をして、それを我が国の社会保障制度全体の中に正当に位置付けなければいけないと思います。何か巷間、地方単独事業というと、何やら好き勝手にやっている、本来やらなくてもいいんだけれども、ある程度金に余裕があるからとか、やりたいからやっているというような、そういう表現を聞くこともあるんですけれども、それはちゃんとした評価ではないと思います。

もちろん、中にはそれは国全体として社会保障制度の中に位置付けなくてもいいというものもあるとは思いますが、それは、例えばいろんな地域の事情によって、敬老の日にお祝い金を、お祝いの品を配ろうとか、そんなのは、それはやるやらないは自治体の判断で決めたいと思いますけれども、例えば今おっしゃったような医療でいいいますと、公立病院というのは往々にして高度医療と

か専門医療とか、それから不採算部門を集約して受け持っているというようなことがあります。それには一般会計からの相当の繰り出しもやはりこれやむを得ずやっているわけでありまして、そういうものを好き勝手に勝手にやっているんだらうと言われると、私もかつて自治体の長をやっている、医療機関を経営していた者の立場からすると、非常に心外な気持ちを感じます。

子育てで保育所についても、公立保育所というものに相当の金をつぎ込んでおりますし、それから待機児童縮小、解消するという意味で、無認可の保育所などに対しても必要な支援を行っている自治体も数多くありますし、それから保護者の皆さんの経済負担を考えて保育料の軽減というものをやっているところも多いわけであります。乳幼児の医療費の無償化、無料化なども、これはもう今の我が国の医療制度の中では基礎部分を成していると言っても過言ではないと思います。

こういうものが単独事業の中に数多くあるわけでありまして、かつて補助事業でやっていたものを国の財源の都合でもって補助事業から単独事業に切り替えた、しかし制度はちゃんと国の方で枠付けをしているというふうなものもあるわけであります。そういうのを一把握にしまして、全部それは好き勝手にやっているんだから、やりたきや課税自主権で勝手に税率を上げてやりなさいと言わんばかりの記述がやはり今回のたたき台にはあるものですから、それなどについても私の方から厳しくそれは実態に合わないということを申し上げた次第でありまして、いずれにしても、これから地方単独事業についてどういう内容のものがあっても、一応総務省から資料を出しておりますけれども、その中で、本当に我が国の社会福祉の中でもう既に定着をしていたり基礎部分を成しているものについては正当な評価を与えて、それを含んだ社会保障全体の絵姿というものをかいて、それに対して必要な安定的な財源を保障するという、こういうこれからのプロセスでなければいけ

ないと思っております。

○武内則男君 ありがとうございます。少し、少しというか随分、大部分、安心をしながら、逆に本当に心からのエールも送りたいというふうに思います。

先ほど課税自主権の話が大臣の方からもありました。改革案には、いわゆる課税自主権の拡大によって地方単独事業を税源確保で調達することを検討する旨の記述がございます。しかし、これは全く現実的ではありません。これら単独事業の税源についても、地方消費税を始めとする地方税財源で確実に保障することが不可欠であるというふうに考えております。

また、これはよくどうもお金を管理するところに行けばそういう御発言が多く出てくるんですが、自治体はプライマリーバランスが黒字であるということをよく言われます。これは国が十分配慮した結果だという議論がありますが、これは多くの誤解を実は生んでいます。自治体は、入ってくる、いわゆる歳入に合わせた予算を組みます。国は、足りなければ赤字国債を出します。起債前に償還が来れば地方は削るしかないものであって、そのためには本当に職員の賃金を削り、特殊勤務手当を廃止をし、数千に及ぶ事務事業を棚卸しをして、そして廃止、凍結などということをやっている、そうした経費を削ってこなければならぬという、そうした不測の大変な努力をしてきています。

すなわち、国の財政構造と地方の財政は全く違うということをややはり認識すべきである、このことをしっかりと指摘をさせていただきながら、この間の集中検討会議では、片山大臣が地方単独事業の重要性に関して強く意見を申し上げたと聞いています。また、国と地方の協議の場においても、地方団体はこのままの改革案では反対だとの意思表示がされていきます。

社会保障と税の一体改革は待ったなしであるということは冒頭申し上げたとおりであります。こうした認識は地方自治体でもしっかりと共有してい

るわけであって、是非とも実現をしていく必要があるということについては、国と地方もしっかりとパートナーシップを組んで共同して住民と一緒にこのことを社会保障サービスの充実に向けて取り組んでいくべきだろうというふうに思っています。

こうした地方の意見を踏まえ、今後どのように社会保障改革案の修正を図ろうとしているのか、そのことをお伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(片山善博君) さきに触れましたけれども、先般、国と地方との正式な法律に定められた協議の場というものを開催いたしました。そのときに、今おっしゃったようなことも含めて、地方側から今回のこの案に対しては非常に厳しい意見が出されました。このままでは地方六団体はもう残念ながら反対せざるを得ないということをはっきりときっぱりとおっしゃっておられました。私もそれは、そういう意見が出てくることはむべなるかなと実は思っていたところであります。

国民の皆さんのための社会保障制度の改革をするに当たって、本来、国と地方は両方の当事者としてパートナーであるべきでありますけれども、その一方の当事者である地方の方がそっぽを向いて反対するというようなことであれば、これは本当に何のための改革案作りかと分からなくなるわけで、やはり年金以外の社会保障のほとんどを担う地方自治体の理解と協力を得る必要がある。そのためには、やはりせつかく作った案かもしれないけれども、それは必要な修正を加えなければいけないということを私の方からも申し上げました。

引き続き行われました、政府・与党の成案を作るための会合がありまして、その席で私が申し上げましたのは、地方側の意見をそんたくして申し上げましたのは、一つは、この間のプロセスにおいて非常に重要な主体である自治体を疎外してやってきたことは、これはやはり反省しなければいけない、国として、それは姿勢として誤ってい

た、間違っていたということをちゃんと認識しなければいけないということを一つ申し上げました。

それから二つ目は、地方側が非常に気にしておりましたのは、今回の社会保障制度改革の機に乗じて、これまで積み重ねてきました消費税の配分といえますか、一％が地方消費税であるとか、それから国の消費税の一定割合が地方交付税の財源になっているとか、そういうところまで根こそぎ何か奪ってしまうような記述が見られましたので、それに対して地方側は猛烈に反発をしておりました。ですから、そこはやはりきちつと整理をしなければいけない。整理をするという意味は、今回議論するのは、既往の五％の土台の上に新しい国民の皆さんの理解を得て五％引上げをお願いするという、そういう問題でありますので、既往の根底部分の五％の基本的枠組みは変えないという、そういう信頼感の下でなければいけないということ、これを明確にすべきだということ。

それからもう一つは、さっき申しましたけれども、国の社会保障の全貌を理解するには、それは国庫補助事業だけじゃなくて、地方単独事業も含めた、それを全体の社会福祉施策としてとらえて、その上で国と地方の役割をにらんだ財源の配分がなされなければならない、そのことがやはり明確に記述されていなければならない、このことを申し上げました。

以上三つがきちつと整理されなければ自治体側の理解と協力は多分得られないでしょうということを申し上げて、恐らくその会合の場で大方の皆さん、多くの皆さんの御理解は得られたと思うっております。その後、先ほど申しましたように、今、必要な修正、調整の作業をしているということであります。

○武内則男君 ありがとうございます。最後に、地方単独事業ということ以上に、いかにやっぱり住民に身近なところで社会保障サービスを基礎自治体が日々提供しているかということに

ついて、一点だけ私の経験踏まえてお話しさせていただいて、大臣の御所見を伺いたいと思います。

二〇〇四年の地財ショックのときでした。実は、これまで高齢者福祉は相当伸びていきましたが、子供福祉や障害者福祉というのはある意味置き去りにされたり、あるいは伸び率が非常に抑えられてまいりました。そうした中で、重度心身障害児を抱える親の人たちが集まって、相談を受け、そしてファミレスで本当に涙しながらお話をしました。それは国の制度ではやれないことでした。しかし、その親たちが必死になって、自分たちの介護をしなければいけない親を抱え、そして重度の障害を持った児者を抱え、大変な日々を送っている、将来に物すごい不安があると。そうした中で、当時、独法が改正をされるときで、独立行政法人国立病院の方にB型通園事業を実施をしていく判断をしていたことができました。そうした母たちも一緒に多くの請願を集め、地方議会の厚生常任委員会に請願提出をして、提出をした議会で可決をしていただいた、二〇〇四年度の政策予算の中に、小さい額ではありますが、一千七百万円です。市から持ち出しでそういうB型通園事業を実施をするということを自分の経験の中でやらせていただきました。

本当に、いろんな手を差し伸べなきゃならない、あるいはしっかりと社会保障サービスをやっているかなければならない、その前線で行っているところの現場が一番物事をよく知っています。是非、大臣、本当に厳しい、ここに来ていろんな動きになってくようかと思いますが、多くの基礎自治体の首長さん含め、そこに働く職員全員で見守り、また応援もしておりますので、御奮闘していただけますことを心からお願ひして、御所見あればお伺ひして、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(片山善博君) 私も知事になりました。福祉の問題を点検してみますと、高齢者福祉はかなり当時進んでおりましたけれども、障害者福祉は、鳥取県の事情を申しますと高齢者福祉に比べるとかなり劣っていた。それは施設を見ても、施設の中を見てもそういう印象を持ちました。そこで、障害者福祉というものをもちとちゃんとしていこうということで、その際に鳥取県の場合には滋賀県を一つのモデルといたしまして、滋賀県が当時、障害者福祉の先進県と言われておりましたので、その滋賀県に学ぼうということになりました。職員を派遣しまして点検をしてみましたら、追い付くには七年掛かるといふようなことだったんですけれども、それを三年でやろうということと、私なりにほぼ滋賀県並みにはできたのではないかと考えておりますけれども、それにはやはりかなりの財源も必要でありました。乏しい貧乏県の中で財源を捻出したしましたけれども、できれば、もっと本当に関連に必要な施策が実現できるようなそういう財政事情になればもっと進むのになど、こう思ったこともありまして。

そんな体験も踏まえて、単に国庫補助事業だけの枠にとらわれることなく、現場で、障害者の皆さんに限りませんけれども、必要な福祉施策ができるようにするということは総務省の一つの大きな役割だろうと思っております。

○武内則男君 以上です。終わります。

○磯崎陽輔君 こんにち。自由民主党の磯崎陽輔でございます。

まず、NHKの永井技師長に懸案の件をお伺ひいたしますけれども、NHKの放送の中に緊急警報放送というのがございますが、これはどんな放送でしょうか。

アナログでは昭和六十年九月一日から、デジタルではデジタル放送の放送開始から運用をしております。東海地震の警戒宣言、大津波警報、津波警報、それと災害対策基本法による放送要請の場合にNHKは法律に基づいて送出しているものであります。

○磯崎陽輔君 今御説明があったとおり、例えば大津波警報が出たときに、今回の大震災は昼間でありましたけれども、例えば夜であつたらテレビが自動的にいったらラジオが自動的にいったらして警報音を鳴らすという仕組みなんです。今回はテレビの場合は大分停電ですぐ見られなくなつたんですけれども、ラジオは電池で動くものが多かったから、もしこれがもっと普及しておれば役に立ったのではないかと思います。また、今後、夜間にそういう大津波警報なんかが出たときには非常に私は役に立つと思うわけでありまして、これは総務省でいいのですかね、これは一体どのくらい普及しているのか、あるいはこの普及についてどのような課題があるのか、ちよつとお答えをお願いしたいと思います。

○副大臣(平岡秀夫君) 今NHKの方からお答えがありましたように、緊急警報放送というのは、概念的に言うところ、緊急警報信号が前置されて、それでスイッチがついて、それから災害関係の放送が行われるという一体的なものとして説明がありましたけれども、そういう形で待機状態から自動的に起動する受信機という点について言えば、テレビで約四百万台程度、ラジオで五十万台程度普及しているものと推計をしているところでございます。

二つ目の質問でありました普及のためにどのような課題があるのかという点については定期的な試験放送というものをやっているという点については、緊急警報放送が行われる際に受信機を自動起動させる信号を送っているというその内容と、その信号を受けて自動起動する受信機があるということ、これを、視聴者の方々の理解がこれについて余り

進んでいないという事情がございます。

さらに、メーカー側の事情として言えば、不在時に自動起動してしましますものだから、地震があつて揺れているような状態、これから津波が来るよというような状態というふうに想定していた、だけばいいと思ひますけれども、そういうときにテレビ等が転倒などして火災を起こすというようないリスクがあるといったような点、あるいは待機電力の増加につながる、つまり電源がつくといつても、これ、ちゃんと主電源は入っていないといけないということでありまして、主電源が入っている状態のときに待機電力を消費しているということ、それだけ電力をたくさん使つてしまふということがあること、それから、これは過去の経験でいいますと、こういう機能を備えているということについての消費者のニーズというのが余りなくて、商品価値につながっていないかたといふようなことが言われているところでございまして、どちらかというところでは消極的であつた、これはメーカー側について取組が消極的であつたといふことでございます。

しかしながら、今回の震災というものがあつたので、委員御指摘のように、こういうものがあれば更に被害が少なくなつたのではないかと、いふような点について多くの方々が認識をされることになれば、この普及も広まっていくなかではないかといふふうに思つています。

そういう意味では、放送事業者においては、これまで行つていた試験放送においても、より視聴者にとつて分かりやすい周知を行つていただくといふことも必要であらうと思ひますし、それからメーカーの方でも、先ほど私が指摘申し上げました懸念される事項についての解決できるような商品開発について努力していただくことが課題であらうかといふふうに考えているところでございます。

○磯崎陽輔君 今御報告ありましたけれども、テレビで四百万台、ラジオで五百万台だから、結構これ数が出ていますよね。数は出ているけど、

ど、これ、でも知らないで買つていてというのはどういふことかといふと、これはメーカーも特定のメーカーのもの、それで特定のメーカーでもないわゆる高級機種には付いているんです。付いているけど、別に宣伝もしないから、もちろんその説明書をよく読めば書いてあるわけですが、それをネタにメーカーも売っていない、あるいは付いていないメーカーもある、そういうことが一つと、それから、聞いた話では、デフォルトスイッチがオフになつておるらしいです、これは。デフォルトがオフになつておるからそういうことがあつても分らないと。

大体一日ですかね、一日か何かに正午のちよつと前に、今から試験電波を放送します、NHKだとビロビロビロというのをやるんでありますけれども、あれもスイッチをオフにしておつたら全然関係ないわけでありまして、非常にもつたないないですね。だから、今あるのも余り宣伝されていなくても、費用は掛かるのかと聞きまして、そうでもないらしいんです、もういづゆるそういうチップを一個だけ増やせばいいだけの話ですから。

今日は経済産業省は呼んでおりませんけれども、こういうものをもうちよつと普及させるといふのがまさにこの時宜を私は得たものだと思うわけですが、NHKもどうなんですか、余り熱心じゃないわけですか、これは試験放送を月に一回やるだけで、これは今度のやつぱり災害をとらえてこの放送をもつと普及させるといふ、そういうお考えはありますか。NHKにお伺ひします。

○参考人(永井研二君) 御指摘の点でございますけれども、もちろん毎月一日正午前にこういう信号を出して、使われている方にはちゃんと確実に動くといふことを確認していただく、それと同時に、それを、スイッチを入れて見ていらつしやる方々にもなるべく分かりやすく御理解していただくといふので、アニメーションを使った、こういう仕組みですよといふのは御案内はしております。

NHKとしても、この緊急警報放送については、もつともつと使つていた、たうことといふことで、技術的には、今携帯電話にワンセグ放送といふのが付いていきますけど、それを同じように自動起動させるといふのを技術研究所で研究を進めております。そういうものを進めたり、それから、今後とも、そういう視聴者の皆さんの御意向とか各方面の意見を伺ひながら、安心、安全といふのは我々の一番の大きな責務だと思つていきますので、より良い放送といふことで進めていきたい。特に、今回の東日本大震災を踏まえて、緊急警報放送ももちろんなんですけれども、NHKでも安心、安全のために情報を確実に皆さんにお届けするといふので一層の放送機能の強化といふのも取り組んでおりますので、その一環の中で取り組んでいきたいといふふうに考えます。

○磯崎陽輔君 今日NHKの技術の最高の責任者に来てもらったのは、そういうことも含めて是非とも技術的な開発をしてもらいたいといふことであります。

大臣、今聞いたとおり、非常に私は有効だと思ふんです。大したお金が掛かるものでもないんです。今携帯電話といふ話もありました。さつき、テレビ、ラジオの話もありました。こういうものに標準装備をするといふことを検討していいと思ふんですが、大臣、これをお進めになろうといふお考えはありますか。

○国務大臣(片山善博君) 私も、大きな災害などをけみした今日、この仕組みといふのは非常に有効だと思ひます。いろんな課題があるのかと思ひますけれども、是非それをメーカーの皆さん、関係者の皆さん、克服をして、一歩でも前に進むようにするのはいいと思ひます。消費者の皆さん、顧客の皆さんへの周知の問題もありませんし、うし、それからメーカー側の技術開発の問題もあると思ひますから、そういう問題も含めて、関係者の理解が得られるように関係者の皆さんの努力を促すような取組をしたいと思ひます。

○磯崎陽輔君 ありがとうございます。

是非ともこの普及について、今日は大臣、副大臣いらしておられますから、是非とも担当部局の方へ御指示を出していただきたいと思ひます。NHKも技術開発に引き続き御尽力を賜りたいと思ひます。

じゃ、少し財政論に入つていきたいと思ひます。この前、瓦れきの処理についていろいろ御意見がありました、やつぱり地元においては、進まない理由、いろいろあるんです。少しは進んだのかもしれませんが、まだまだ自衛隊の車ばかり見まして、民間の車がそれほど動いていない。自衛隊の大きなトラックで自衛隊員が一生懸命運ぶ姿は見えるんですけども、うまくいつていない。それはいろいろ理由はありますけれども、一つはやつぱり財政だと思ひます。

前のときに、この委員会でも、なぜ十分の一、一〇〇%の補助にできないのかといふ質問があつたと思ひます。もちろん地方財政措置をするんだと結果的に十分の一になるんだといふ御答弁はもういただいておりますから、それは分かつております。逆を聞きたいわけでありまして、なぜ十分の一にしちやいけなかつたんでしょうか。お答えください。

○国務大臣(片山善博君) これは補助金でありますから担当省の方が責任ある回答ができるかもしれませんが、一つは、廃棄物の処理というの基本的には市町村の仕事でありますから、本来、国が直轄でやるべき、国が全面的にやるべきものではないといふのが平時の一般的な制度としてはあるわけでありまして、それから、瓦れきだけではなくて、災害復旧、災害救助には他のいろいろな国の補助制度がありまして、それとのバランス、それはすなわちそれらが十分の一になつていないといふこととのバランスもあると思ひます。

しかし、今回の膨大な瓦れきでありますので、その処理のためにはやはり従来どおりではいけないだろうといふことで、阪神・淡路のときは国庫

補助が二分の一であったのを今回は十分の九まで引き上げることができるようにしておりますので、政府としては相当の措置をとったものと思います。なおかつ、先ほど指摘がありましたように、地方の裏負担についても基本的には交付税で全額その裏負担を後年度措置することにしておりますので、そういう意味では私は十分な措置をしているというふうに評価をしているところであります。

○磯崎陽輔君 今日、この環境省は呼んでいないんですけれども、瓦れきを従来のごみと見ているところにまず大きな間違いがあるんです。環境省という役所は、何回も言うんですけれども、要は一般廃棄物と産業廃棄物の二分主義から抜けないんです。私も、一昨年、海洋漂着物、ごみの処理に関する法律というのを議員立法で作らせていただきました。そのときも大議論をしました。これも第三のごみというのを念頭に置いて作りましたけれども、そういうことを念頭に置いて作った法律であります。その一廃と産業廃に分けるというこの二分の考え方から脱却すべきじゃないかと思えます。今度の瓦れきの量、瓦れきの質、そんなもの見れば、これをごみと見るのは私は間違っていると思うわけであります。

今大臣がおっしゃったように、ほかとの均衡とかあるんでしょうけれども、ところがそれがやはり地方には信用できぬわけですね。後で財政措置をするといつても本当にやるのかということだけれども、もちろんうそじゃないでしょう。ただ、やっぱり地方財政上は、これ、きちっと約束できていると思いませんよ。普通交付税で来るという話だったら仕事ができぬわけでありまして。そこに私は今大きな問題があると思います。

結局、この前の補正も国債を出さずにやるんか訳の分からぬことをやったものだから、普通の地方公共団体の補助金を減らして東北に持つていく、そんな結果になっておるわけです。私は、復旧復興事業というのは全て別枠でやらなきゃな

らぬと思います。今日は補助金の議論はしませんが、地方財政もそうでなければなりません。

だから、復旧復興の、例えば今のような、仮に、じゃ補助率が十分の十にできないんであれば、その残した地方負担に対する地方財政措置は一般の交付税とは別でやるんですね、別枠ですねと、もっと専門的なことを言えば、財務省と総務省の間の折半ルールの枠の中に入れる、そんなばかなことはありませんねと、そこまできちっと説得して、これは普通の交付税と別枠で措置しますと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(片山善博君) 被災地から交付税措置に対する懸念といいますが疑念というのは寄せられております。

ついでですから申し上げておきますと、宮城県から出ておりますのは、交付税で措置するというのはいいんだけれども、普通交付税じゃなくて特別交付税に全部してくれというような要望が出てきております。

これはどういうことかといいますと、地方負担分、まあ、〇％プラスアルファの地方負担分は全額起債で、その後年度元利償還の九五％を普通交付税、残った五％を特別交付税という、こういうことにしているんですけれども、宮城県からは全額を特別交付税にしてくれと言う。なぜですかと伺いますと、いや、特別交付税の方がちゃんと保証されると言う。私などの実感からすると反対なんですけれども、そういう声が寄せられているんです。それはなぜかという、やはり今議員がおっしゃったようなことも懸念としてあるんだらうと思います。

そこで、今省内で検討させておりますのは、これは今回発行します起債で後年度元利償還を基準財政需要額に入れる、それから特別交付税で見るといものについては、全部きちっと法的に位置付けて交付税の中の算定で明確に区分されるように、そうしようという、これ今までしていないんですけれども、そういうことをしようという、そ

れでもって安心して事業に取り組んでいたできるようにしようという、そこまでは実は今内々方針を固めております。

マクロのレベルでどうするかというのは、今御指摘がありましたけれども、これも非常に重要な論点でありますけど、正直なところ、そこまで現時点で財政当局と詰めているわけでは必ずしもありません。問題意識としては持っております。

○磯崎陽輔君 正直にお答えいただいたんで、それは評価したいと思えますけど、やっぱりマクロが最後大事だと思います。さっき言った一般の国家財政も全部そうであります。復旧復興に係るのは全部別枠でやるというのが原則でなきゃおかしいんです。だから、国の係の経費は全て復興債というにして、そこで大体議論煮詰まってきたらいいんですけど、その財源についてはもう少し議論があると思いますが、一応それは全部別枠にする。

だから、国もそうするわけでありますから、地方財政も絶対に私は別枠にしなきゃならぬと思います。別枠にして、国が別枠で特例加算をするということまで言わないと、十分の九で、あとの十分の一は地方財政措置をするから安心してと言つても、それは被災市町村だけじゃなくて被災していないところもうちの交付税が削られるんじゃないかと疑心暗鬼になるわけで、全体的にデフレを進めるような話にはなるうと思えます。

だから、今は正直におっしゃっていただいたんで、その方向で頑張っていたらいいんですけど、もう一歩進めて、きちんと、仮に十分の十にできないというのであれば、あとの十分の一も全く別枠の地方財政措置でやるということで進めていただきたいと思えます。

もう一点、この前から大臣の御答弁にもあるんですけど、自民党としては、今後やはり被災市町村が自由に使える災害臨時交付金ということをつくるべきだということを政府・与党に要求をしてまいりたいと考えております。今、どのくらいの規模が適当か私も考えておりますが、基本的に

自由に使える、まあ言い回しは悪いかもしれませんが、言わばつかみ金という形で、地方が自由に使える、これだけで国から措置されないのを自由に使う、復旧財源にしないというふうなものを措置したいと思っておりますが、これは積極的に考えていただきたいと思います。

○国務大臣(片山善博君) 最初に、先ほどの質問の続きですけど、将来の交付税を別枠でするかというのは、これは私も非常に重要な論点だと思っております。

これから復興についての税の在り方というのが具体的な議論が始まるかと思えます。もう復興構想会議で、臨時の、復興国債の償還に充てるための臨時で期間を区切った増税というものを主として所得課税についてやろうかというような議論がされておりますけれども、そのときに、交付税の問題をどう処理するのかという問題が出てくるわけあります。国の復興財源にするんだから、通常の所得課税、所得税、法人税とは違った仕組みをつくるのかどうかという、これは一つの論点であります。そのときに、将来の地方負担分の償還財源をどうするのかというのはその復興増税の在り方について論じるときに大きな議論になるんだらうと思っております。今はまだそこまでこのいう場で議論する段階になっておりませんのであえて先ほどは申し上げませんでしたけど、私の頭の中にはそういうイメージも描いているところあります。

それから、お尋ねのありました、市町村といいますが、自治体が自由に使える、つかみ金という一定の枠を決めた財源というものを付与するという構想は私も賛成であります。いろんなやり方があるかと思えます。一番大きいのは、もう復興のためのいろんなハード事業なんかも、従来型の補助金というやり方ではなくて、全体として枠を決めてその中で優先順位を自治体の方で付けてもらうということもあるであります。これは大掛かりで大きくあります。それとは別に、もうちょっと小ぶりで自由にいろんな財政需要にこ

与謝野馨担当大臣というのは昔自民党にいたその人ですが、その人が、東京のご真ん中のお出でありますが、その字も分からぬような議論をしておる。全く、昔我が党におつた人とは考えられない、私も残念な次第であります。その中で片山大臣、頑張つておるといふのは聞いておりますけれど、ちよつと遅いような気がいたします。まあ手遅れということはないでしょうから、これらも、う、先ほどの武内委員と言つてゐることは同じで

あとの時間は少し公務員制度改革の話を書きたいと思いますが、何か公務員制度改革が、すうっと案が出てきて私はびっくりしてあります。いろんな観点があるんですけど、人事院が、総裁も来ておられますけれども、人事院がもう廃止になるということ、そんなに簡単に決めていいのかどうか。世界に冠たる私は人事院制度だと思

今般の改革というのは、別途担当大臣がおられますけれども、国家公務員に関するいろんな人事行政というものを一括しようというそういう基本的な方針の下に案を作られておりまして、その際、総務省も含めて、関連の事務事業というものの

そういう気持ちで酌んで、総裁としてももっと人事院を守ったらどうかと私は思うんですが、どんな感情をお持ち、感情ですよ、感情を聞きたいんです。どうですか。

○政府特別補佐人（江利川毅君） 三年前に国家公務員制度改革基本法が通りまして、その通った法律の中で、十二条に労働基本権の問題で、政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に示して、その理解の下に、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとなっております。

この自律的労使関係制度が具体的にどういうものかというのは関係当局で御検討されたんだと思いますが、労働基本権を付与して労使交渉で給与を決めるとするのは三年前に通った法律の考え方でございます。この考え方がそもそもの悪い考え方という事になりますと、議論はあるわけですが、人事院の立場としましては、法律に基づいて行政を行うということになりますと、三年前に国会でお決めた法律に従う範囲で行動するのが基本かなというふうに思っているわけでございます。

そして、労使交渉で給与を決めるということになりますと、今までの人事院勧告はなくなってしまうわけでありまして、その場合に、自律的労使関係でそれに代わるいい制度ができるかどうか、これについては私も多々意見を申し上げているところでもあります。人事院としての意見の申出を総理大臣に対しても行いましたし、ただ、その部分はまだ具体的に詰まっていけないということも事実でありまして、今後更にその自律的労使関係が、フィージビリティというんでしょうか、実行可能性をどう持つかということについては、関係当局と人事院としても詰めてまいりたいというふうに思っているわけでございます。

人事院勧告について、財政事情を考慮してというのがございました。これは、私は日本の財政事情が大変難しい局面にあると、大変大きな負債を抱えてこれだいいのかという状況にある。これは全くそのとおりになっているわけでありまして、歳入に応じて政策を絞っていくのか、必要な政策であればそれに応じた歳入を確保するのか、そういうことが基本的な

枠組みとしては大きな問題だと思えます。

個々の政策についても、ある政策がどうしても重要で、そのための財源として例えば公務員給与を減らすのか、あるいは他の政策を減らすのか、そういうことによって政策を確保しようということとはあり得るわけでありまして、それは政策の優先順位を考えるとどうであるかとあります。人事院が人事院の優先順位を判断できるかというところ、その政策の優先順位を判断できるかというところ、その判断は人事院を超えたところでございまして、そういう意味で、財政事情を直接人事院が考慮できるかというところ、それは大変難しいと、今ある人事院の権能を超えるところではないかということとを申し上げておるところであります。

以上でございます。

○磯崎陽輔君 総裁も正直にお答えいただいたんだと思えます。

ただ、確かに三年前なんですね。あのときもいろいろ動いたんですけども、谷総裁がなかなかいい判断を示してくれなかった。今の財政条項の問題が一つ、もう一つは、課長級の級別定数をどうするかという問題で妥協案ができなかった。それが非常に大きかったんですね。だから、三年前にそれができた。

ただ、私は、この労働協約締結の問題を含めても、これはあの法律は検討事項を決めたんであって、最終的に決めたんではないと思えますね。私は、だからもう一度、今の公務員改革も政府が出したものをもう一回、私は一から議論するということ、今のところ私は全部反対ですけどね。やっぱり、もう少し人事院を守るということを考えていた、だいたいと思うわけでありまして。

財政条項の話は、ここでもう長い議論はしませんが、人事院が何をやる役所であるかということとを人事院が定義するのはおかしいと思えますよ。それは、だから、人事院が何をやる役所かは国会が決めることであってということだと思えます。さっすけど、私は工夫の余地があると思えます。さっきも言ったように、地方公務員法上では情勢適応

原則の中に財政状況が入っていると言ってもいいというのは大体通説ですよ。それがあって国家公務員ができないはずはない私は思うわけでありまして、そういう視点でまた今後、今日は法案の審議をしておるわけじゃないから、議論はしたいと思えますが、まあしっかりと若い公務員のことも考えてちよつとやってください。歴代人事院総裁が本場に人事院を守ってくれておるのかどうか、私、ちよつと疑問があります。まあ江利川さんも昔から存じ上げていますので、一生懸命やっておられることだと思えますけれども、かわいそうですよ。頑張ってくださいたいと思っております。

公務員給与の削減については、この前、西田委員がいろいろ言いました。私の言っておるのもやや誤解があるんです。予算委員会では総務大臣と人件費二割、人件費ですね、給与じゃない、人件費二割カットの話もしました。あのとき私が申し上げたのは、官民格差が広がっているからそこをしっかりとやらなきゃならぬと。それで、全体の二割というのには、民主党、自民党、両方の約束であるから、これはちゃんとやらなきゃいかぬという話をしたんですが、私は役人時代から給与カットは反対してきまして、私も地方勤務で財政局長や財政部長をやつてきましたけれども、人事当局が給与カットをやろうと言つても、常に私が反対して、私のいる市役所ではやらせたことは一回もないんです。財政状況はあれですけども、行政の責任を公務員の給与に押し付けるというのは私はおかしいと思えます。

今回の給与カットの法律を見て、財政状況はある程度やむを得ないけれども、見たら、震災復興のために公務員給与のカットをするというのが目的のところに書いてあるんですね。こんなことをやったら本当に私はおかしいと思えます。国会議員の五十万円カットもどうかとは思いますが、それがまあみんな決めたことですから致し方ありませんけれども、そういう、やっぱり震災だから国家公務員の給与をカットせにやなら

ぬ、この論理はおかしいと思うんですが、考え方、教えてください。

○国務大臣（片山善博君） これは、経緯を申し上げると御理解いただけると思うんですが、昨年の十一月の一日に当時の人事院勧告を処理するための閣議決定をいたしました。当時の人事院勧告をそのまま完全実施する、それにとどまらないで、その後、検討を加えて、国家公務員の給与の引下げについて所要の法案を次期通常国会に出しますというところを閣議決定したわけでありまして。したがって、もう既に去年の十一月の段階でこの国家公務員の給与の引下げ方針というのは決めているわけでありまして。それ以後ずっといろんな検討、準備を進めてまいりまして、その過程において震災が起こったわけでありまして、そうなりますと、そこで財政事情も変わって、更に財源が必要になるということも生じてきました。

したがって、決して震災のためにやつたわけではなく、やろうとしたわけではないんですけれども、結果として、引下げが行われますと何がしかの財源が出てきますから、それは今後の復興復興のために使われるであろうことは当然これは予測されるわけでありまして、決して、本来、最初から震災の復興財源のためにやろうとしたわけではないということをお断りいたします。

○磯崎陽輔君 いや、昨年の閣議決定は私も知っていますけれども、だから、そのとき震災が起きていないわけで、入っていないのは当たり前なんですけれども、ちよつとやっぱりおかしいと思えますよ。

やっぱりこれは、さっきの人事院総裁との議論もありましたけれども、人事院の機能の改正をやつてやっぱり人事院勧告をさせるべきだと。人事院にさせると言うのは悪いかもしれないけれども、独立機関だから、してもらおうと言う方が正しいのかもしれませんけれども、やはりこれは人事院とぎりぎり話し合つて、今の財政状況、この震災の大変な状況、こういう状況を踏まえて、法律

の改正もしていいから、だから、ちよつと今までの憲法解釈と少し違つかもしれないけれども、人事院に人事院勧告をしてくださいと、人事院も嫌だけど、そこまで言われるならしょうがないなという話をやつぱりぎりぎりやってやらないと、本当、今までの憲法から人事院から国家公務員給与の在り方から、何もかもむちゃくちゃになっていますよ、この話は。私はおかしいと思います、これは。震災のために給与カット、何で震災が起きたら国家公務員の給料を減らさにならぬのですか。その理論が私は分からない。

だから、そういうことを総合的に受け止めて、公務員の給料で財源出すというのも、それも私は反対ですけど、そういうことを、それは財政事情という中に入れるんだつたらあつてもいいけど、それをやつぱり人事院勧告、今の少し国家公務員法改正してもいいから、人事院勧告を得て公務員給与の改正をするというのが私は本論でなかったかと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(片山善博君) これは今震災との関連で議論が展開されていますけれども、去年の十一月の段階では、先ほど議論になりました国家公務員制度改革と平仄を合わせた議論が行われたわけでありまして。従来の人事院勧告を踏まえた給与の改定という手法ではなくて、新たに労働基本権を回復させて、労使の交渉によってこれからは給与の水準を決めていこうと。そのために必要な法案を検討してきて今日に至つて、先日、その給与の引下げと併せて労働基本権の回復のための法案とを国会に出しているわけでありまして。

したがつて、国家公務員制度改革の方が通りまして、これからは人事院の勧告ではなくて労使の交渉で行われるわけですが、今回はそれに先立つて、異例のことではありますけれども、それに先立つて労使の交渉によって決めていこうということとを昨年の方針で決めたわけでありまして、それのつとつてやつたという経緯であります。

○磯崎陽輔君 だから、全く言っていることが私は、悪いけど、支離滅裂だと思えますよ。論理的

じゃないと思います。やつぱりこは人事院勧告という制度をちゃんとやらないと、はつきり言つて、今のこの国会の情勢では、給与カットだけ通つてあつたものは通らない、まあ通したくもないのもあるんですけど、今の労働基本権の法律は通らないわ、給与カットだけは通ると、最悪の事態が起きますよ。人事院勧告もないわ。そういうことじゃ与野党ともよくないと私は思います。この辺をきちつと考えるべきだと思います。地方公務員の議論もしたいんですが、今日は時間がなくなりました。いつも地方公務員まで話が行きませんので、今後また地方公務員給与の話をしたしたいと思います。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。今日は久しぶりの一般質疑ということで、皆さん御案内のとおり、内閣不信任案政局から二週間、死んだふり作戦とかペテンに遭つたとかいろいろなことが言われているわけでございますが、そんな中で、あの二週間前の動きの中で、辞表を出した人、撤回された方、いや、そうじゃなくて信念を貫いて欠席された方、いろいろありますわね。今日は内山政務官にわざわざおいでいただいたところでございますが、同じ役所の中で辞表を撤回された方もおおいになるようでございますけれども、先般、ちよつとテレビ見ておりまして、ちよつとそのお顔を見まして、だから、どういう立場なのかつて自分でもおっしゃつておりましたけれども、こつち側から見てもよく分からないですね。

だから、辞表を出された、今日は私はもちろんまだ政務官なんだろうなという大前提でおいでいただいたわけでございますが、ただ一方で党員資格停止に遭つておおいになるということでございますが、処分された方にお聞きするのもちよつと酷だとは思つておりますけれども、所見というか、今のお立場ということではちよつとお述べいたしたいと思います。

○大臣政務官(内山晃君) 答弁の機会をいただきまして、ありがとうございます。今、私がこの場にいらるのは、免職になつていないからでございます。六月一日に菅総理に對しまして辞表を提出いたしました。その後、辞表が受理されたとは聞いておりません。内閣不信任決議案に棄権をいたしましたので、私の辞表の取扱いについては、党の処分があつてから総理大臣が最終的に判断を下すというふうに理解をしております。

○魚住裕一郎君 そうしますと、政務官としては、今までと全く、五月段階と変わらず、政務官として公務にしっかりと取り組んでいるというふうに聞いてよろしいんでしょうか。

○大臣政務官(内山晃君) そのとおりでございます。前回か前々回か、山崎委員から、総務大臣、鈴木副大臣の辞表を撤回されてという話がありましたけれども、任命権者とその上司、上下関係でまた違うところがございますが、あのときは、よく帰つてきていただいていますというふうな言い方がされたこと記憶しております。今また受理されたことと記憶していません。今また受理されたことと記憶していません。今また受理されたことと記憶していません。

○魚住裕一郎君 一旦辞めると言つた方が、やる気がなかなか出ないというのが普通かもしれないが、ただ、辞めると言つたか言つていないかよく分からない人が今トップにいますからしようがないのかもしれないけれども、引き続き総務で頑張つていただきたいなというふうに思つております。

御退席いただいて結構でございます。それから、大臣、先ほど税と社会保障の一体改革がお話が出ました。ただ、十三日ですか、国と地方の協議の場、初会合ということでございました。何かかなり議論が盛り上がったようでございます。山田知事会長からは、激しいやり取りがあつた、今までにない展開だと、法制化された

にけじめ付けてあげないといかぬと思いますが、ちよつと大臣の御所見をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(片山善博君) 内山政務官のポジションというのは、今御本人がおつしやつたのとおりだと思います。受理されていないので政務官の仕事は引き続きやれるわけですし、やつてもらわなきゃいけないわけでありまして。これが法的な現状だと思ひます。法的な面での現状だと思ひます。もう一つ、私の方はもう既に、その直後だつたと思ひますけれども、これまで内山政務官には本

当に一緒に仕事をさせていただいて、特に、先ほど磯崎議員からるるやり取りありましたけれども、給与の引下げの問題など前面でやつていただいて今日までありますし、それから議論になりました年金の第三号被保険者の問題なども一手にやつてきていただいております。そんなことから、是非仕事を続けられるようにしてあげてください。党の方の御事情はいろいろありかもしれませんが、是非、総務大臣としては、政務官を引き続き仕事をさせていただくようにしていただきたいということをかねて総理にも申し上げているところであります。そういう状況が続けばいいと私は思つております。

○魚住裕一郎君 一旦辞めると言つた方が、やる気がなかなか出ないというのが普通かもしれないが、ただ、辞めると言つたか言つていないかよく分からない人が今トップにいますからしようがないのかもしれないけれども、引き続き総務で頑張つていただきたいなというふうに思つております。御退席いただいて結構でございます。それから、大臣、先ほど税と社会保障の一体改革がお話が出ました。ただ、十三日ですか、国と地方の協議の場、初会合ということでございました。何かかなり議論が盛り上がったようでございます。山田知事会長からは、激しいやり取りがあつた、今までにない展開だと、法制化された

ことについての一定の評価を与えたというようなコメントがございました。それは、いろんな新聞論調、それからテレビのインタビュ等を聞いてみると、何か本当にこれがまとまっていくなかなと。

前、その十三日の前でございますけれども、この一体改革について大臣は、地方は意見を聞いてもらっていないという意識、担当大臣は十分聞いた、音声として聞いたからいいだろうという態度が国側にあるというようなことをコメントされておいでになりますけれども、やっぱりその姿勢というのが今回の協議の場でもあったのではないのかなというふうに思っておりますが、この六月十三日の初会合、総務大臣として、地方をしつかり地方の立場で考えるという、その総務大臣という立場からどうという評価をされておいでになるのでしょうか。

○国務大臣(片山善博君) 法律ができて、国と地方の協議の場、今まで事実上何回かやってきましたけれども、改めて正式な協議の場としてスタートしたわけがあります。これは本当に、私も当事者で中におりましたけれども、激しいやり取りでありまして、例えばよくある出来レースの会議とかじゃないかと、そういうことは全く違って、双方が本当に率直に、率直過ぎるほどの意見を交換をいたしました。

それを議員は、またやっぱり国の方は、地方の言ったことを、幾ら激しく言っても単に音声として聞いて右から左に抜けるだけではないのかという御懸念があるかと思いますが、それは全く異なります。実は、あの協議の場を開いた直後に政府・与党のこの問題に関する会合を開いたんですけれども、そのときに、私も地方側の意見をまとめて代弁して言いましたけれども、かなりの共感をそのメンバーの皆さんに、中に得ることができました。それまでの成案を決定する会合とその日の雰囲気とはがらりと変わりました。これはやはり、国と地方の協議の場できちっと協議をして、

それを政府側としては真面目に受け止めた、それぞれのメンバーが真面目に受け止めた結果が反映したんだろうと思います。

ですから、第一回目の協議の場というのは、私は非常に意味があったし、そういう意味のあるものをこれからも続けていかなければいけないと改めて考えているところであります。

○魚住裕一郎君 地方のガス抜きのみたいたいになってはいけませんし、ただ、これは尊重義務はあるわけですが、合意事項に關しての尊重義務で、じゃ、合意に至らなかった場合どうするのか。それから、いつまでもにという期限付けて議論しよう。いつまでもずるずるやればいいという話じゃないから、それは期限付けなきゃいけない。ただ、国側の予定だけで期限を付けて、いつまでもにといった場合、一体この場はどういう状況になるのかなと。

ただ、今大臣が大きく展開されていくという話もございましたが、この国と地方の協議の場、やはり実りあるものにしていかなくちゃいけない。ただ、新聞記事によれば、山田啓二会長は、協議の場を突りある場とするには四、五年掛かるかもしれないというように、そんなことを言っておいでになったようでございますが、ただ、本当に主要メンバーである総務大臣としてどう突りあるものにするのか、その努力をどういうふうにするのか、総務大臣としてお考えなのか、お聞かせいたしたいと思います。

○国務大臣(片山善博君) これはもう双方のメンバーといえますが、当事者のこれからの努力いかんによると思います。そういう意味で、第一回目は本当に双方が率直に議論をし合って、お互いに、特に国側の方が地方側の意見に耳を傾けて、なるほどこのままではいけないと思ったということですので、これは非常に大きな意味があったと思います。

これからもうそういう意味のある会合にしなければいけない。決して、事前にお膳立てをして、単

に形式に終わるようなことをしてはいけません。お互いに率直に意見をぶつけ合う、そしてそれでなるほどと思ったことはお互いの考え方を改めるといふ、そういう柔軟な姿勢が必要だろうと思います。

ちなみに、今回のテーマになりました社会保障と税は、その協議の場で相違点が明確になりました。それを今、国の側がその相違点を埋める調整、努力をしております。当面、二十日までに決定するならば二十日までに、手直しをしなければいけないものは、今回の協議の場を終了した今日、もう手直しをしなければいけないということになっております。

ただ、今決まらないで、これから少し時間を掛けて精査をしながら決めていこうという問題があります。それは、具体的には地方単独事業の内容とか外延というものを精査しなきゃいけない。

これは直ちに決まりませんので、これを協議の場を通じてこれから国と地方との側で調整をしていこうということになっておりまして、そういう意味では大変いいスタートを私は切ったと思います。一回や二回でけりをつけてしまつて、聞いた、終わりということではなくて、重要な問題をずっとこれから継続していくという一つの道筋もできましたので、こういう実のある議論につながるような経験を積み重ねていくということがこれから重要になってくるんじゃないかと思っております。

○魚住裕一郎君 議論の内容は、本当にこういう大事な問題を管内閣でいいのかなということがあつたものですから中身には入りませんが、ただ、協議の場というのは各政党がたしかマニフェストにあつたものから、これは本当に大事にしていきたいし、しっかり頑張っていたきたいなというふうにも思っております。

次に、本当に今月いふことが起きますけれども、大阪の府議会議員の議会の定数の条例が改正になったようでございます、一週間前です

かね、六月四日未明というふう聞いておりますけれども、総定数を減らすという形でやつたわけでございます。維新の会が多数を取っているわけでございます。

地方議会の定数の上限というのは撤廃しましたから、地方で必要に応じて決めていた、たかといふことは本当に地方の自主権といふますか自立だといふと思いますけれども、結果を聞いてみると、各選挙区の一票の格差が、今までの二・二倍から今度二・八八倍に拡大したというふうな報道されております、じゃ、それは参議院はどうなんだと言われると本当に正しいものがあるわけでございますけれども、それは議長の下で各党派、真剣に議論をしている最中でございますが、しかし、もう条例で決めて、格差が拡大したというのを総務省としてどういうふうな評価すべきなんだろう。いや、一票の格差が拡大しても、それはもう地方の問題ですよというふうになるんじゃないか。ちよつとコメントをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(片山善博君) 現在の公職選挙法で、都道府県議会の議員の選挙区とその定数というのは公職選挙法に決まっております、基本的には都市の単位をもって決めるということになっております。したがって、小さな郡であります、もう最小の、なつてしまひますから、どうしても他の選挙区と比べた場合に格差が広がるということとは、これはやむを得ないことであります。これは法律上、都市を単位とすると決まっています、それをこれからも継続する以上はやむを得ないことだと思ひます。

そのほかに、例えば、もちろん余りにも選挙区の有権者の数が少なくなつた場合には隣接する区域と強制合区をするとか、そこに至らないまでも任意に合区することができるとか、そういう規定はありますけれども、基本的には都市を単位とするということである以上は、ある程度の選挙区と選挙区との人口格差というのはやむを得ないもの

だろうと思います。

現行の公職選挙法の規定を守る、その範囲内でよく各都道府県の議会で議論されるべき問題だと思います。

○魚住裕一郎君 今公職選挙法の規定を述べられましたけれども、しかしこれ、今一票の格差といった以上、これ人権問題です。憲法問題ですよ。もちろん、どこまで許されるかという話もあるけれども、だけど、格差があるけれども、更にそれを広げるという、そういう機能を果たすというこの法律の条項は一体どうなのかということになるかと思うんですね。いや、法律だから知りませんというわけにはいかないんだらうと思っております。

今大臣からお話がありましたけれども、この公職選挙法十五条の規定について、全国都道府県議会議員会から議員立法を求める緊急要請というのが毎年のように来ているようでございますけれども、この都道府県議会議員の選挙区制度の見直しということで、郡という制度が明治十一年の府県会規則以来、一貫して郡市という、そういうのがありますけれども、大正十年の郡制廃止に関する法律によって、もう行政単位では実質ありませんよということをおっしゃっておいでになって、結論として、都道府県議会の議員の選挙区について、郡市の区域によるとしている公職選挙法の規定を、十五条を改正し、全国的に守られるべきルールを明らかにした上で、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすることを強く要請するというのが去年の秋も来ておりますけれども、今回の件もそれだったんじゃないですかね。

だから、一郡一市みたいな、一町みたいな、そういうところで配点しなきゃいけないという形になってくると、やっぱりこれ、合区をするとかいろんな形が出るかもしれませんけれども、元々地域代表の部分もありますものから、そんなことも加味した上で自主的に配慮していけばいい

合理的な定数削減という形でできたのではないのかなと思いますが、これ、議員立法と言っているけれども、しかしこれはあえて、総務省でもできるわけでございますし、所見をお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(片山善博君) 先ほど議員からお尋ねがありましたのは、具体的に大阪府議会で定数削減をした結果、一票の格差が広がったことをどう思うかと、こうお尋ねになりましたので、現行法で問題はないと。

いろいろそれは議論はあると思います。途中過程では、鳥取県議会なんか六人でいいとかという変なところも来たりしましたけれども、いろんな議論はあると思いますが、現行法でどうかと言われれば、それはあの種の定数削減を行った場合に、大阪府というのは市町村の数が非常に多くて、比較的小さい市が多いものですから、結果として一票の格差が広がるということが必然的に出てしまうということ、それはやむを得ないということをおっしゃったんですけれども、しからば、その今の公職選挙法の郡市を単位とするという規定がどうかという話になりますと、やはりこれは議論があると私も思います。

といいますのは、かつての郡というものが今相当様相が変わっております。さきの市町村合併によりまして郡の相当部分が隣接の市に吸収されてしまつて、もう一郡一町しか残っていないというようなところもありまして、かつては郡というのはある程度やっぱりまとまりがあつて、人口もかなりの人口いたんですけれども、そうでないところも増えてきておりまして、今までどおりの郡市を単位にして都道府県の議会の定数をこれからもずっと同じやり方で決めていくのがいいかどうかというのは大いに議論があると私は思います。

重要な検討課題だろうと思います。

○魚住裕一郎君 是非これは、衆参国會議員もそうでございますけれども、地方の議会もやっぱり人権という、住民側の立場から見ても、具

体的に議長会から要請来ているものですから、対処していく必要があるかと思ひます。

次に、震災関係でございますけれども、何回も人員派遣をお願いしますとわあわあやっておりますけれども、その前に、新聞報道で、あるいはテレビニュースでもありましたけれども、仮設住宅の入居率が低いと、四四％だという、あるいはキャンセルも多発していると。いろんな事情があると思います。それは、津波がないところ、高いところとか、食事支援が受けられないかもしれないとか、そういうふうにありますけれども、政府はこれ、どういうふうに対応しているのか。要するに、この仮設住宅に対する被災者のニーズ、このミスマッチをどう解消するのか。厚生労働省、おいででしょうか、御答弁いただきます。

○政府参考人(清水美智夫君) 応急仮設住宅の入居率に關してのお尋ねでございます。

今、国土交通省に御尽力いただきまして応急仮設住宅の建設を急いでいるところでございます。また、民間賃貸住宅の借り上げも行っているところでございます。

応急仮設住宅について昨日現在の数字を申し上げますと、三万三千五百八十八戸が完成いたしました。一万六千四百九十一戸が入居ということで、率にいたしまして五四％というふうになっております。やはり、入居事務を担当されておられます市町村におきまして入居事務を迅速化していただくということも必要でございますし、入居者、入居が決まりました方々におかれましては速やかに入居していただくということが大事かなというふう

に思っております。

私も、これまで、建築を担当してございまして、県と入居事務を担当している市町村との間でいろいろと情報共有してござい、スケジュール等を情報共有してござい、というお願い、これは五月六日してござい。また、五月二十四日には、入居状況が芳しくない場合には現状分析、それから問題点の改善を図るようお願いして

ところでございます。

入居に至らなかった、応募はしたけれども入居に至らなかったという事案は様々かと思ひますが、例としてお伺いしてござい。ますのは、公営住宅入居に希望を変えたでありますとか、民間賃貸住宅に入居先を変えた、あるいは自力で住宅を確保した、あるいは立地条件が悪いので辞退をされたといったようなところというふうに向つてござい。ます。入居辞退者が出た場合には、その市町村におきまして追加募集を行うといったような努力をお願いしているところでござい。ます。

私もとしましては、国土交通省あるいは被災三県と連絡を密にいたしまして、できる限り被災者の御希望に沿うよう、また可能な限り建築と入居の戸数が乖離が生じないように、引き続き努力をしてまいりたいと思ひてござい。ます。

○魚住裕一郎君 もうだんだん時間がなくなつてきました。総務大臣、次に、地域防災計画の見直しについてちょっとお伺い、一問だけ聞かせていただきたいんですが、今回大きな大震災、四つの地震が連動したというふうに言われておりますが、東海、東南海、南海、この超広域災害への備えを強力に進める九県知事会議というのがどうも発足するようござい。ます、今日ですか。もう本当に高まっていると、そして対処しなきゃいけないと。要するに、国よりも本当に自治体側で何とかしなきゃいけないということで動きが始まっている。

だけど、やはりこの地域防災計画の見直しをするにしても、この東日本大震災の検証、自分でやるに難いから、やっぱり国がしっかりしなきゃいけませんし、またこの予想というものが大事になるわけござい。まして、消防庁ではこの地域防災計画の見直しを支援するための検討会が発足するようござい。ますけれども、やっぱり自治体のこの計画見直しを国としてどうフォローしていくのかというのが非常に大事かと思ひますが、この見直しについてスケジュール感を含めてお伺

いをしたいと思っています。

○国務大臣(片山善博君) 各地域で地域防災計画の見直し、改めて自らの地域の防災体制を再点検するということは必要だろうと思えますので、既にその旨の注意喚起でありますとか要請などをしておりますけれども、伺いますと、東南海・南海地震防災対策推進地域という当該地域の都府県では、もう全て見直しの検討に着手をしておられます。結構なことだと思えます。

ただ、もちろん専門的な見地からこの問題に検証を加えるとか対策を講じることが必要です。で、消防庁で地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会というのを立ち上げることにしておりますので、その検討の専門的な見地からの検討を踏まえて、改めて関係の自治体にはお知らせをして、防災計画に必要な見直しが行われるように促したいと思えます。

○魚住裕一郎君 終わります。

○寺田典城君 みんなの党の寺田でございます。ひとつよろしく願います。

今日は、また公務員部長さん御出席の下に、地方公務員制度の話をしていただきたいと思います。話も出ていますし、今、片山総務大臣がいっぱいしゃる間にひとつもつとコンクリートしていきたいと思つて、そういう意味でも質問をさせていただきたいと思えます。

十八年の六月の五日ですか、衆議院の決算行政監視委員会の第二分科会で、福島豊さんという当時公明の方なんです、に對しまして、当時の公務員部長さんが、小笠原さんなんです、答弁なさっているんです。

平成十六年の、地方公務員法を改正したと。その中に、一般職の任期付職員の採用に関する法律も改正しましたし、例えば高齢者の問題、高齢者部分休業制度、これはおとしの八月、十六年の八月から施行されていた制度でございますと、そしてその中で、率直に申し上げて、現状において

十分な活用が進んでいない面もあると思えます。書いています。それが答弁から五年もなつておるわけなんです、二十三年ですから。

私たちは、地方から見ると、地方分権推進法が平成七年ですか、そして、地方分権改革推進委員会というのが、当時の自民党がつくつたそういう会があります。また、民主党の時代になりました地域主権戦略会議、地域主権推進担当大臣は片山大臣ですね。あの当時の地方分権の流れの中でいふことをしなきゃならないということで総務省は、高齢者部分休業の問題とか、それから自己啓発等の休業、それから修学部分休業、たかいるる制度をつくりました、地方分権のためにもなるうということ、そうなんです、その流れなんです。

ところが部長、高齢者部分休業というのは、それこそ五年を超えない範囲という、法律で許されるのは五十五歳以上なんです。それから、自己啓発休業というのは三年を超えないとか、修学部分休業というのは二年を超えないとかですね。そして、高齢の再任用制度の中では、定年退職者や一定の若年退職者の再任用をすることができると書いておつて、その者が定年に達しないときは再任用できないと、定年後から使えということなんです。ですから、総務省の出す法律は、全て手足を縛つて走れということなんです。全くのそういう、足に縄付けて走つて歩けという、これ、総務省の伝統かも知れないですけどね、地方に對してですね。

ところが、御存じのとおり、そもそも、余りそもそも論じたくないんですが、地方公務員法第二十四条にて勤務条件の根本基準の規定もあるんですが、その第六項の中に、「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。」とも書いてあるんです。

片山大臣から、この前の、五月の十九日の総務委員会、地方公務員行政における義務付け・枠付けについて洗い出し、点検を公務員部に指示し

たと有難い言葉だいて、これはどのようにに進んでいらつしやるのか。それと、こういう縛りを付ける法律というのは法的な根拠は何であるか。公務員部長殿、お答えください。

○政府参考人(佐々木敦朗君) まず、検討の状況でございますが、部分休業制度等につきましては先生からも御指摘をいただいておりますところでございます。私どももいたしまして、より地方公共団体のニーズに対応して活用しやすい制度という観点で頭に置いて検討してまいりたいと考えておりまして、地方公共団体の現場の御意見等も今後お聞きを参考にしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、どういう形で、どういう意味でこの法律をしたかということですが、例えば高齢者部分休業等の休業制度でございますけれども、高齢者部分休業であれば高齢職員の勤務形態の選択肢を広げる等のことを目的として、地方公共団体の判断でこういうことを、こういう仕組みを条例をすることによって導入できるようにしようということで、法律で制度的な枠組みを導入をして、そういうことを地方公共団体にもできるようにしましたよということを用意をしたという趣旨で法律を制定をしたというところでございます。

○寺田典城君 せっかく、要するに条例をもつて定めると書いてあるんですから、あと、一旦高齢者部分休業を認めますよとか、そういうもの、それから、自己啓発でも何でもいいですよ、いろんな法律を、地方に任せたら、条例をもつて決めるなと任せてみたらいかげんですか、それは、その辺、どう思います。地方の声を聞いたら、ニーズを聞いたからなんて、そんなことをやっている時代じゃないでしょう、もう、それはもう一度、公務員部長とそれから大臣からもお聞きしたいと思えます。

○政府参考人(佐々木敦朗君) 御指摘のように、私どもとしてもいろいろ御指摘をいただいておりますので、より地方公共団体が自由にといいま

すか、活用しやすいということを念頭に置いて検討をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○国務大臣(片山善博君) 公務員部長はちよつと寡黙でありますから余り話しておりませんけれども、公務員行政、地方公務員行政で国が義務付け・枠付けをしているものについて洗い出しをして、それをできるだけ裁量の範囲を大きくする、裁量の余地を大きくする、そういう点検をしようということ、既に実はいろんな部分が、分野が上がつてきておりまして、私と公務員部との間で意見調整とか意見のすり合わせもしたところでありまして。比較的早く改善ができるものもありますし、しばらくやはり時間を掛けて、自治体などの意見も聞いてみなければ少し結論を出すのは早いのかなというものもありますけれども、今そういう作業をしております。これを一つ御報告を申し上げておきます。

それから、地方公務員の処遇については条例で決めるというのはこれ原則でありますから、実は条例で決められたいいんです。ところが、いろんなことを条例で独自に決められるということにちゅうちよされるものですか、それならば高齢者部分休業とか修学部分休業などを一つの、何としようか、お勤めとして、こういうことができますよということを書いたのが地方公務員法だと私は思います。

なくても実は自由に設計できるはずであります、よほどのことでない限りは。ただ、それをなされないものですか、一つのパターンをつくつて法律に書いて、これならできますよということをやっているのかえつてあだになつて、それが議員がおつしやるように手足を縛っているのではないかとやられることにもなりかねませんので、そこはそうでない、本来の趣旨に沿うようにできるだけ柔軟な取組ができるようにしたいと思つて今検討しているところであります。

○寺田典城君 私は、役に立たない法律というの

はそれこそ社会的だという話でさせていただき、社会悪だということ。

地方に向くと、公務員部長は公務員部長の顔を
して非常に強権的になっていくんですね、よく私
も経験しているからよく分かるんですね。大臣には
大臣の顔をするでしょう。だけど私は、今の状
況、こういう制度の縛りがあるというのは、余
り、そういう点では今の地方行政の中の公務員
制度に対しては信用できません。だから、私自身
もまあ六年間任期ありますからかつちり見ていき
たいと思うんで、ひとつ仲よくしてください、よ
ろしく。

それと、高齢者の再任用制度についても少し
知恵出してください。もう一つほかの方聞かな
きゃならぬので、これはもう一回聞きますから、
公務員部長。

それと、今日、稚川自治財政局長さん、おいで
く、ださいました。地域医療についてなんです、
何というんですか、公立病院と公的な病院の関
係について、公立病院が存続した場合は、公的な
病院に支援しても特別交付税の対象にならない
のか、そういう制度ありますね。それは私、非常
に矛盾していると思うんですよ。今日は時間ない
からもう少し後でじっくり聞こうと思うんです
が、簡単な言い方すると、私、横手の市長をや
っておった当時は毎年市の病院四億ぐらい赤字で
した。それで私、市役所に行かずに病院の方に通
ったことあったんですよ。で、一年ぐらいでその
赤字を解消して、今赤字じゃない病院なんです。
そのとき、公的な病院の、要するに、大きな六
百床、横手の市立病院、二百床しかないんで
す。ですから、救急救命、救急対応とか周産期
だとか、いろんな高度医療は全部大きな厚生連
病院にお願いして、市の病院はコンパクトに二
次医療に徹するというようお願いした経緯がある。
そのことなんです。

それから、例えば、隣の市には精神科の病院あ
るんで、それしかないんですよ。公的な病院とし

て六百床以上の病院がそこにあつて、全ての医療
はその辺で賄ってくださっていると。そこに支援
したものについては、公的な病院があるから支援
できないという、全く矛盾している制度をつく
っているんですね。これも総務省の伝統かも分
からないんですけども、非常に無理してこういう
制度をつくって、よこしまな制度で物を進めてい
くという考えなんです、その辺は非常に人柄温厚な
自治財政局長さんですから、いかに容認してく
さるか関心持っていますんで、ひとつよろしく教
えてください。

○政府参考人(稚川忍君) おっしゃるように、公
立病院だけではなくて公的な病院も、地域にお
いては不採算部門の医療を担当されておりまして、
大変な役割を果たしているということを認識して
おりまして、実は、そのような議論の中から、平
成二十年度から、この公的な病院につきましても
公立病院と基本的には同等の地方財政措置、もち
ろろ市町村が助成を行った場合ということでご
ざいますけれども、しようということになってき
ておりまして、順次拡大をされてきておりますけ
れども、その場合に、公立病院と公的病院の役割
分担とかそういう議論も地域ではあるわけでござ
いまして、一番分かりやすい基準として公立病院
がある場合には外しているという、御指摘のよう
な制度になっているんですけれども。

私も、この間、ある団体からの要望をいただき
ましたときに、精神病院が公立病院であるから一
般病院、総合病院のやつは全部対象外になってい
るという話を伺いまして、それはまあ幾ら何でも
この制度の趣旨といえますか、我々が始めた趣旨
と違うのではないかとということで、できるところ
から、具体的にどういう制度にしたらいいのかを
御提案いただければ、もうちょっと担当者に検討
させますということを申し上げたところでござい
まして、できるところから検討していきたいとい
うふうに思っております。

○寺田典城君 前向きなお話していただいて、あ

りがとうございます。

要するに、同一市町村内で公立病院と公的病
院が並立している場合は、特別交付税は対象外だ
という事なんです。ですが、公的な病院の方が
多い地方もあるんですよ、公立病院よりも。そ
して、基本的に、その病院の大半を占めているの
は公的な病院だ。そういう地域というのは、それ
はだから並立しておつてもやはり支援していただ
くことが普通じゃないのかなと、そういう考え
で、普通の常識の考えで執行していただきたいな
と思うんですが、その辺はいかがでしょうか。も
う少し前へ踏み込んでいただきたいと思うん
です。

○政府参考人(稚川忍君) 地域におきます公的病
院あるいは公立病院の必要性といいますか、それ
から役割分担、お互いが切磋琢磨することによ
り、よりよいものでしょうけれども、それによつて過
剰になるということでも困るものだから、一概
に、両方があつて、それをすぐに公立病院と同等
にやるといふことにはならないかと思ひますけ
れども、まずは極端な、先ほど申し上げましたよ
うに、公立病院は精神病院である、公的病院は一
般の総合病院であるというような事例などはもう
制度の趣旨にそぐわないと思ひますから、そうい
うところから検討を始めまして、地域全体の必要
病床数とかなんとかという議論もございまいし
うふうに思っております。

○寺田典城君 最後になりますが、切磋琢磨も必
要でしょうけれども、今医療法も改定になりまし
て、医師不足等々も含めて、何というんですか、
病院を維持すること自体が非常に厳しい状況に
なっているということは御理解いただけると思
うんですよ。

ですから、そういう点の中で、公的な病院とい
うのはほとんど公立病院の役割を果たしている
という中で、公的な病院でいろいろ減免措置とい
うか、固定資産税も減免になっているでしょう

し、そういうことを含めて、やはり公立病院並
みの扱いをしていただくことが大事じゃないかな
と思ひまして、意見を添えて私の質問にさせてい
たきます。

ひとつよろしく、また、このことも後で質問を
させていただきます。ひとつよろしく
以上でございます。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。
今日は、郵政職場のパワーハラスメントにつ
いて質問をいたします。

郵政産業労働組合、郵産労が二〇一〇年六月
から二〇一一年二月の八か月間に労働相談で受
けたパワーハラの相談は約四十件に上つてお
ります。月平均五件に上るわけでありまして。

少し具体的な事例を紹介いたします。
三十代正規社員Aさん。職場のリーダーから、
ばかやろう、死んでしまえなどといじめが
続き、うつ病状態になり、仕事に行きたく
ない。職場環境でうつになったと言っている。

Bさん。集配外務員として五年目の正社員
の方。私は仕事が入り遅く、支店長、課長、同僚
たちから、使えない、辞めてしまえ、死ねなど
と言われ、毎日つらい日々を送っている。その
ため、人の目が怖くなり、電車通勤できなくな
ってバイク通勤している。本人のメールにはも
っとひどい言葉を投げ付けられたと書かれてあ
りますけれども、御紹介するのは控えたいと思
ひます。

Cさん。幾つかの職場を異動してきた方。局
長が人前で職員を叱る。あなたは何でこんな
ことができないのかと罵倒する。別の職場でも、
上司が、仕事が覚えられないなら辞めろ、手
の遅い人には、おまえのために時給を幾ら払
っているのかと罵声の嵐の職場だった。二〇
〇七年十二月に倒れて、適応障害で現在に至
っている。

Dさん。パソコン業務をしている身でありなが
ら、最近座席を与えてもらえなくなってきた。

主任、課長代理からいじめを受けているので、相談はその上の役職以上に行っているが、何の手だても打ってもらえないなど、これはごく一部であります。

日本郵政齋藤社長に来ていただいておりますが、厚生労働省の外郭団体、中央労働災害防止協会のパワハラ定義によりますと、「職場において、職権などの力関係を利用して、相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返す行為、精神的な苦痛を与えることにより、その人の働く環境を悪化させたり、あるいは雇用不安を与えること」と定義されております。この定義に先ほど紹介した事例を照らしますと、私は郵政職場にはパワハラが蔓延していると言わざるを得ません。

齋藤社長、こういう職場の実態についてどう認識をされているか、また、日本郵政としてパワハラについてどういう対策を取っているか、お答えください。

○参考人(齋藤次郎君) お答えいたします。

パワハラメントというのは、当然のことですが、被害者の人格を深く傷つけるばかりではなく、職場のモラルを低下させまして業務の円滑な遂行を妨げる行為だという具合に認識をしております。したがって、社内コンプライアンス上もこういう行為を禁止しているところでございます。

パワハラメントに該当するか否かということとは、実は事実ごとに慎重に判断する必要があるという具合に考えておりますけれども、該当事案が、そういう先生がおっしゃったようなことが発覚した場合には、事案の内容に応じましてグループ各社において適切に対応しているという具合に私は認識しております。

グループ各社におきましては、実は人権啓発総括責任者とか人権啓発担当というのを置いておりまして、パワハラメントの防止、排除、社員からの相談に適切に対応するような体制を取っております。各社においてパワハラメントを含

めた人権問題に対する理解を深めるために、実は研修も一生懸命やっております、そういう社員に対する啓発活動を行っております、私どもは、特にコンプライアンスの一環としてパワハラメントについては研修等でも力を置いて指導をしているというように承知しております。そのように認識しております。

○山下芳生君 そういう御答弁だったんですが、先ほど紹介したように、パワハラを受けている直接の上司のその上の役職の方に相談しても何の手だても打ってもらえないという声が実際返っておりますから、齋藤社長、そうおっしゃっているけれども、現場ではそうなっていない。これはしっかりと自覚していたきたい。

それから、コンプライアンスを重視しているということですが、ここに平成十九年十月、郵便事業株式会社が作ったコンプライアンスハンドブックを持ってまいりました。これは相当分厚いハンドブックですが、その中にパワハラメントの禁止という項もあります。しかし、僅か一ページ半なんです。

これ、見ますと、例えば事例として、上司が配達作業に時間の掛かる部下に対して、その原因を指摘し、解決策を提示するなど具体的な指導をせずに、決められた時間までに配達できていないから辞めてしまえと繰り返し執拗にどなりつける。

これ、さっきあった例です。それから、事例二。管理者が朝の全体ミーティングにおいて部下の仕事上の失敗に対して、ほか、あほなど人格を否定する発言を繰り返す執拗に行った。これも先ほどの事例にありますが、この二つしか載っていないんですね。この二つだけなんです。これで具体的に、このパワハラというのは定義が難しい中で、職場にこれを根絶しようという意識が徹底されるとは私は思えない。

今日、もう一つ別に、人事院職員福祉局が平成二十一年七月に作った管理監督者のためのガイドブック、「国家公務員とメンタルヘルス」という

のを持ってまいりました。ここにはパワハラメントが特集されておまして、三ページにわたって記述があります。

そこで、やはり、パワハラメントは、セクシュアルハラスメントと同様に対人関係の中で生じる問題であり、機械のマニユアルのようにここまですべてよい、しかしこれを超えてはいけないというような明確な線引きができるものではないと。線引き難しいということ述べた上で、したがって、ヒントとして、パワハラメントに該当し得る言動としては以下のようなものがありますとしていっぱい例を挙げているんですね。

例えば、死んでしまえ、給料泥棒などの暴言を吐く、身体や性格の特徴を取り上げてなじる、ささいな失敗を執拗に非難する、おまえはどうしようもない、無能だなどと皆の前で叱責し続ける、机を激しくたたいたり書類を投げつけるなどの威圧的な行為をする、無理な締切りの設定など明らかに実現不可能な業務を強要する、合理的な理由もないのに仕事を全く与えない、発言を無視したり会議に参加させないなどして職場内で孤立させる、合理的な理由もないのにプライベートな事項を執拗にせんさくする、私的な買物など仕事と関係のないことを強要するなどが挙げられております。

やっぱりなかなか線引き難しいですから、こういうものが当たりますよと、ヒントとして、かなりイメージが湧くものとして、人事院はこういう冊子を管理職がちゃんと見れるようにしているわけですね。

齋藤社長に私、三つ提案したいです。一つは、やっぱり郵政職場でパワハラがどういう実態にあるのか、隠れていると思います、実態をちゃんと調査すること。二つ目は、このような、人事院のようなパンフも参考にして、具体的な事例を多く取り入れるなど効果的なパワハラ防止の指針を作ること。そして、三つ目は、それに基づいて管理

者、社員に徹底すべきこと。この三つ、いかがでしょうか。

○参考人(齋藤次郎君) 実はコンプラについては、私ども、会社の重要施策として大変実力を入れているつもりでございます。このコンプライアンスハンドブックは私も持っておりますけれども、これを作成するに当たりまして、余り厚くてもなかなか読まれないと、余り薄くてもいかぬというんでこのバランスを実は考えているつもりでございます。これも、二十二項のパワハラメントの禁止のところも、実はその前に先生御指摘のように設例が二つございますけれども、ポイントをとって挙げておまして、かなり詳しく書いておまして、特に、パワハラが暴力行為、名誉毀損等に当たるときは犯罪として処罰の対象になりますよということまで書いてあるわけです。

私どもとしては、そのほかの研修でも具体的な事例を申して、とにかくそういうことがないようにということで一生涯懸命やっておりますけれども、先生からまた御指摘がございましたので、今後とも、研修等において指導を更に徹底するというところで今後も引き続き指導徹底をしまして、個々の職場において管理者が具体的な事例に即して適切に対応できるように指導していきたいという具合に思います。

○山下芳生君 齋藤社長、調査をやる必要があると思いますが、いかがですか。

○参考人(齋藤次郎君) そういう事例が発生しましたときは調査をちゃんとしております、逐一報告を受けるという体制はできております。

ただ、要するに、それを一々、何というか、具体的な、各社ごとにはそういう事例の集積はあると思えますけれども、私どもの本社としてそういうものを集積したという調査はありませんけれども、その点についてはこれから検討してまいりたいと思っております。

○山下芳生君 是非検討して、実施していただきたいと思っております。

それから、私は、郵政職場のパワハラの背景の一つに、年賀はがきなどの販売目標という事実上のノルマがあるんじゃないかと思っております。熊本日日新聞、二〇一〇年十一月十八日、「年賀状金券ショップに」というショッキングな見出しで、「日本郵便社員持ち込みも」、「高い販売目標完売できず」、「実際に金券ショップに持ち込んだ男性社員は「目標」としても事実上のノルマ。到底完売できないので、自腹を切る分を最小限にとどめるにはやむを得ない」などとして報道されております。

社員のノルマ、自爆営業などという言葉もありますけれども、これがやはり非常に大きな圧迫感を与えることになっておりますけれども、この自爆営業とかノルマ営業、これ、やめさせるべきじゃありませんか。

○参考人(齋藤次郎君) 実は、年賀はがきの販売というのは私どもの収益事業の一つの大きな柱でございます。今、郵便事業は非常に大変苦境にありますけれども、健全な経営を確保するためにはやっぱり年賀はがきの需要拡大に努める、あるいは営業目標を掲げて社員に努力を求めるということは私も必要だと考えておりますけれども、片方で、営業目標についてはくれぐれも気を付けて、需要動向を踏まえて過大なものを設定するなということも片方の指針として掲げております。会社としては、自分で使用する予定もなく購入するいわゆる自爆営業というのは、コンプライアンス違反ということを事例として固く禁止しております。それから、研修でも自爆営業はいかぬということを何回も繰り返し述べていると、これは事実でございます。自爆営業はいけないということとは、私としてはかなり徹底してやっているつもりでございます。

○山下芳生君 ところが、そう言うんだけれども、実際は全然なくなっていないんですね。片山総務大臣に伺います。

この郵政の現場の社員から、年賀はがきなどの

ノルマ営業、自爆営業をやめさせてくれというようなもう痛切な声が繰り返し届いてくるんですね。これは郵政省のころからずっと問題になってきたことでありまして、一九九八年、野田聖子郵政大臣、断る勇氣を持ってほしいと国会で答弁いたしました。私、そのとき生で聞いていました。それから、公社時代の生田総裁、営業ノルマについて、公社化とともに実は厳禁しているんです、本気で厳禁しているんです。なかんずく年賀状はもう絶対やめてくれと言っているんです。これ、二〇〇六年の答弁ですけれども、それからずっとこれ、続いています。民営化されて余計ひどくなっているんじゃないかと。国会でも、繰り返しこの委員会でも取り上げられましたけれども、一向に改善されていない。

そこで、総務大臣に二つ提案します。一つは、日本郵政に対して、何で、強制はしないと、こう社長言っているんだけれども、これが直らないのか、現場にいる労働者はこれをどう受け止めているのか、これが大事ですから、労働者の目線で実態をしっかりと調査させること。そして、二つ目には、やっぱりこういう営業ノルマ、自爆営業は根絶させること。この二つ、いかがでしょうか。

○国務大臣(片山善博君) 企業が一定の営業目標を立てて、みんなで協力しながら頑張るといのは、これは通常あることだと思えますけれども、それが行き過ぎて、度を越した営業目標で一人一人の社員では処理し切れない、それがいわゆる自爆営業につながるということはあってはならないと私も思います。

私のところにも実は縁故のある地域の局の社員から情報を伝えられたこともありまして、是非これは会社においてきめ細かく実態を把握する努力をしていただきたいと思えます、私も。その上で、これを根絶させるために会社全体として効果的な措置を施すべきだと思います。そのことを強く私の方からも要請したいと思えます。

○山下芳生君 最後に、看過できない具体的な問

題を一つ紹介したいと思えます。

郵便事業会社北九州支店で働いていたEさん二十一歳、三年前に高校を卒業し、正社員として希望に満ちて郵政職場に就職をされました。北九州支店第一集配営業課に配属をされました。しかし、管理者や役職者に営業施策の指標や目標をノルマと言われ、Eさんはゆうパックや年賀はがきなどを自腹を切って買い取っていました。上司が、年賀の一万三千枚はノルマとして大きいが頑張ってくれ、おまえの配達遅い、人の半分ぐらいだと、こう言っていた。Eさんが肩の治療で入院していたとき、見舞いに来た上司が、おまえは営業の目標を諦めているのではないかと詰めた。その後、出勤しようとしないうEさんを見かねて御両親が車に同乗させて出勤を促したけれども、しかしEさんは拒絶をしたといえます。Eさんは営業や集配業務のことで悩み苦しんで、精神的に追い込まれておりました。そして、昨年十一月中旬、御両親に相談することもなく辞表を提出をされたと言いました。私は、郵政の職場で青年労働者が育てられるんじゃないかと、上司がノルマを押し付けて、パワハラによって退職に追い込まれる、こんなことはあってはならないと思えます。

郵便事業会社の副社長に来ていただいておりまして、けれども、これは深刻な事案、見過ごすことはできないと思えます。この事案について調査をして、私と当委員会に報告してください。

○参考人(中城吉郎君) お答え申し上げます。

先ほど、齋藤社長から御答弁申し上げましたように、パワハラコメントは被害者の人格を深く傷つけるばかりでなく、職場のモラルを低下させ、業務の円滑な遂行を妨げる行為ということ、社内コンプライアンス上も禁止しているところでございます。そのために、社員に対しまして研修、会議等の機会を利用して指導等を行い、その防止に努めているところでございます。また、各事業所に人権啓発担当を配置したり社外に

相談窓口を設置するなど、相談体制の整備にも努めているところでございます。

ただいま先生御指摘の事案につきまして、早急に事実関係を確認していきたいと考えております。

○山下芳生君 終わります。

○片山虎之助君 どうも皆さん、御苦勞さまで

これから質問を始めますけれども、全体の時間が短いものですから、もう余分なことは要りませんから、単刀直入、ざりだけの答弁をしてください。まああなたは黙っておつても結構ですから、ひとつよろしく願います。

今日も既に質問があつたんですが、やっぱりこの震災問題で私が非常に気になるのは瓦れきなんですよ。これを片付けしないと、復興、た何だという重要なことは、皆さんも住宅周りの瓦れきの処理ができなかったら辞めないと言っているでしょう。あの人の一定のめどの中には瓦れきが入っているんですよ、住宅周りで。それで、取りあえず八月までに住宅周りはきれいにすると、残りは来年の春と、さらに、全体の最終処理は何年後か、二十六年だか大分後の話になりますけれども。

そこで、担当の副大臣にお伺いしますが、今のままで皆さんの計画がそのとおりできるのか、今の三千五百億円という予算で足りるのか、それを端的に答えてください。難しいとかいけるとか、予算は十分だと、一次補正で、いかがですか。

○副大臣(近藤昭一君) 御指摘をいただきました。今、やつと第一次仮置場に随分と……

○片山虎之助君 いや、もう簡単にいい、簡単で、できる、できないでいい。

○副大臣(近藤昭一君) はい。できるだけ努力をしているところでありますし、できるということと

○片山虎之助君 予算は。

○副大臣(近藤昭一君) 予算については、一次補

正で組まさせていただきますところでありますから、これはまだよつと推移を見なくてはならないところではありますが、できるということに進めさせていただいております。

○片山虎之助君 あなたもしかし、そんな官僚的な答弁をやつたら駄目よ。政治主導の副大臣でしょう。ちゃんともう少し自分の判断入れて言わなきゃ。

福島放射能の瓦れきはどうか。

○副大臣(近藤昭一君) 今、福島県知事にも先般、環境省としての考え方を示させていただきました。放射能汚染されたおそれがあるところ、今検討を進めさせていただいているところであります。

○片山虎之助君 いや、そんなこと分かっている。だから、どうするんですか。いつまでにどうする、というのを決めたくないの。

○副大臣(近藤昭一君) 最終的な処分場所のことでもありますので、福島県とも今調整をさせていただいているところであります。

○片山虎之助君 いつまで。

○副大臣(近藤昭一君) これは、できるだけ早くというところであります。

○片山虎之助君 そこで、瓦れきの処理は普通は市町村なんです、先ほど問題あったんだけれども。しかし、県に委託をすれば県ができるようになったんですよ。

ところが、私はそれでも不十分だと思う、あの状態を見ると。国がもう直接やるということ考えないと。だから、これは例えば法律改正を要するのかもしれないし、それ以外の措置が要するのかもしれないけれども、そこまで用意がありますか。できませんよ、皆さんが言っている瓦れきの処理は。

○副大臣(近藤昭一君) 片山委員も御承知だと思いますが、環境省といたしまして、現地にスタッフを派遣させていただきました、この処理の迅速化に今努めさせていただいているところであります。

○片山虎之助君 いやいや、国がやるかやらないかを聞いているんだ。

○副大臣(近藤昭一君) 国がしっかりと進めさせていた、ということでもあります。片山委員も御指摘の国のかかりについては、法整備のこと、法案の作成も含めてしっかりと検討しているところであります。

○委員長(藤末健三君) 片山虎之助君、指名してから発言ください。

○片山虎之助君 先ほどあつたけれども、やっぱりこれは国そのものがやるということの体制を、今回の場合は大規模だし、難しいし、市町村の方の能力がなくなっているんだから、だからそういうことを検討してもらわなきゃいかぬと思うんですよ。検討してください。

それからもう一つは、これは何度も予算委員会を含めて議論になっているのはお金の問題なんです。なるほど、九割補助はありますよ。八割、七割、元々五割なんだから。だけれども、こんな手間を何で掛けなきゃいかぬのですか。市町村の予算にすると、市町村議会の承認が要するんですよ、予算書を作って。そんなことをやるよりも、全部国が責任を持つのなら、丸々国がやったらいいんですよ。国営でやったらいい。十分の十にするか直轄で全部やるか、それだけの姿勢がなきゃ瓦れきの処理はできませんよ。できなければ復興なんというのはいないんだから、これがスタートなんです。どうですか。

○副大臣(近藤昭一君) 先ほど申し上げましたように、国が直接やるということも含めて法案の検討をしているところであります。そうなれば、その中でおのずと予算のことも出てくるというふうに考えております。

○片山虎之助君 まあまあ結構ですわ。その程度の話になるだろうと思つたけれども。

そこで、今度は二次補正をお作りになるという話で、これも話がありました、一・五次なんというばかなことを言っちゃいけませんよ。予算と

いうのは回数でやるんだから、最初が一次で、二番目に出るのは二次なんです。中身じゃないのよ。順番なのよ。それをいかに一・五次で、一次の補完だから、これを自分の延命に使うというような、そういう精神、小細工は駄目ですよ。それはよく、皆さんじゃないかもしれぬけれども、上に言つておいてもらわぬと。

そこで、その中にはいろんなものを入れてもらわなきゃいけませんけれども、これも先ほどあつた災害の一括交付金、災害の。私は、皆さん考えている一括交付金は反対なんです。継続が九割で、今までのものを集めただけだから、ホチキスで、そうじゃなくて、今度は自由に使える金を、しかも、かなり隙間のような隙間を、そういう金を与えることを考えた方がいいと思います。総務大臣、どうですか。

○国務大臣(片山善博君) 簡潔にお答えいたしますけれども、そういうものは私も必要だと思ひます。

○片山虎之助君 はい、結構です。

それで、この前も言つたけれども、原発に絡む地方税の減免ですよ。これは現実の損害、発生していない。車だつて、それから土地だつて家屋だつて。しかし、これをまけないのは意味ないんですよ。これ、何かやるとかという話ですけども、どうですか。

○国務大臣(片山善博君) これはもう福島県の佐藤知事からも強く要請をされておまして、やる方針でありまして、今最終的な詰めをしております。

○片山虎之助君 こういう答弁をしてくださいよ、副大臣。いろいろ難しさやあれがあるのかとも思ひますけれども、是非そういうことをお願いします。

そこで今度は次の質問なんです、税と社会保障の一体改革、今日も何度も議論になっていますよ、この委員会。何で地方の代表を元々あの集中検討会というのに入れないんですか。財界も

労働界も言論界も何人も入る。地方の代表があるときに入るようになっていくんですよ。入っていない。これはどなたが答えるのかな。

○副大臣(末松義規君) あれは、各団体の代表というよりも大所高所からやっていくという議論の進め方をやっておりますので、そういう形になっているところでございます。

○片山虎之助君 地方はそうすると代表じゃないの。この国はね、あなたには釈迦に説法だけど、全部地方ですよ。東京だって地方だから。その地方の選挙で選ばれた、公選で選ばれた首長さんが代表で入らないというのは大抵発想が良くないよ。勘違いだつて総務大臣言つたけど、勘違いよりもつとひどい。いかがですか。余り言うのパワーハラスメントになるといかぬから言わないけど、どうですか。

○副大臣(末松義規君) そういうことを踏まえまして、今、片山総務大臣おられますけれども、国と地方の協議を速やかにまとめられるように頑張つておられると認識しております。

○片山虎之助君 もうちょっと具体的に言わないと。例えば、今の国と地方の法定協議会みたいなものができたんですよ、あの中に分科会をつくるのか、あるいは集中検討会の中で何かやるとか、そういうことを言わないと。ええかげんなことを言つて、それを答弁と思つたら、大臣になれませんよ。

○副大臣(末松義規君) 今、成案決定会合の中で、国と地方が対話をする場として分科会ですか、そういう形のものをつくるという形で今やっております。

○片山虎之助君 まあ、ちゃんとやつてくださいます。

そこで、二十日までにまとまるんですか、まとめるんですか。

○副大臣(末松義規君) 菅総理の御指示では、二十日までに成案を得よう最大限努力しろと御指示が出ております。

○片山虎之助君　それで、今の地方の問題、どうしますか。地方は何にも聞いてくれないと言う。何か総務大臣に言う、こっちの耳からこっちの耳に行つたという、音声として聞いたらしいと言う。そういうことをやっていたいんですか。

○副大臣(末松義規君)　その辺の御不満、非常に私どもも聞いておりますので、ですからそういった場でしっかりと関係大臣が御審議をいただいているというふうに理解しております。

○片山虎之助君　二十日まで間に合うんですね。

○副大臣(末松義規君)　私の立場からは、最大限間に合わせるように精力的にやるしかない、こういうふうには思っております。

○片山虎之助君　最大限努力するというのは大抵できないということなんです、普通のときは。まあ大いに努力していただいて、頑張ってください。

そこで、総務大臣、あなたにこの委員会でも何度も、税と社会保障の一体改革は、与謝野さんの性癖や思想からしても、とにかく地方を排除して、丸々自分の方で社会保障財源を使いたい意図があるよということを私は申し上げた。そうすると、あなたが言うには、いやいや、税の前に社会保障についての役割分担をはっきりするので、地方はこういう仕事をやるということが決まるので、おのずから結論が出るんだと、こういうことを言われましたね。役割分担できたんですか。

○国務大臣(片山善博君)　役割分担をきちっと見極めて、その上で財源論に移るというスケジュールを私も聞いておつたんですけれども、役割分担が地方の意見を踏まえて決まらないうちにそそくさと店じまいになりましたので、そうはならじというのを最終段階で私が申し上げたわけで、本来ならば今までじっくりやっておかなきゃいけなかったような地方単独事業も含めた役割分担を今大至急やっていると現状であります。

○片山虎之助君　そうすると、役割分担も二十日

までに出るし、役割分担に基づく消費税収の言わば国、地方の配分というんですかね、それもあるんですね。

○国務大臣(片山善博君)　それは、地方単独事業を、先ほどもちょっと触れましたけれども、その内容とか外延を精査する必要がありますので、これは今日明日にはできません。したがって、先ほど出ました国と地方の協議の場を通じてそれについては精査をしていこうという方式を決めます。その方式の下に精査をした暁にはその国と地方の役割分担というのが公正に出てきますので、それに基づいて配分を決めようというそのルールを今回決めたいと思つて、今調整をしているところであります。

○片山虎之助君　この社会保障サービスの地方単独事業というのは本年度で七兆七千億あるんですよ。皆さんの三年後の推計は九兆二千億なんです。膨大なあれですよ。七兆七千億といつたら消費税でいうと三％なんだから、消費税でいうとこれについてはいろんなものが私はあると思う。極めて公共性の高いもの、本来は補助事業でもないんだけれども、例の三位一体で補助を切るものですから、そこで単独事業に変わったものもあるし、本来きちつと法定で位置付けているものもある、いろんなものがある。ただ、ばらまきみたいなものも確かにある。それは、これだけの地方団体があつたから、みんなきちつとやるとするのは無理ですよ。

そういうことの中で、厚労の副大臣、おられますな。あなた、単独事業を見られて、今年のもので結構ですけど、こういう御感想をお持ちですか。今の七兆七千億は財源措置をすべきだと思いますか。

○副大臣(大塚耕平君)　財源措置が必要なものであるような気がいたしますし、元々国の社会保障給付費の対象外のものも含まれていますので、しつかりの精査は必要だと思つています。

○片山虎之助君　元々、社会保障のサービスとい

うのは、地方がやっているものを国が取つて制度化したものたくさんあるんですよ、御承知のように。そういう意味では、国の補助制度の方が上部構造なんですよ。下部の単独事業というのが意味では末端の社会保障サービスを支えているんですよ。

そういうところからいうと、今、これは大変なこれから議論になると思う。七兆七千億をどのくらい見るかですよ、どのくらい見るか。全部では社会保障負担が国庫補助を含めて十六兆円を超えているんだから、地方の負担は、どう思われますか。

○副大臣(大塚耕平君)　先日、地方との協議の場に私も出ました。それで、長岡市長が、市長会の代表、例えば敬老の日のお祝いなど、こういうものまで国が面倒を見てくれとは言わないというふうに自ら言つておられましたので、七・七兆のうちの何がしかはやはり国が面倒を見るべき必要があると思つています。

○片山虎之助君　じゃ、そこで、今総務大臣はこれから最後やると言つたけど、誰がどういふことで仕分けるかですよ、それは。それは、今、与謝野さんのところでやるのか、あるいは国と地方の法律に基づく協議会的なものができたんだから、その分科会でやるのか、あるいは厚労省が中心になつて関係のところを合わせてやるのか。こういうことについてきちつとしたやり方を、透明でなきゃいけませんよ、みんなが納得できるようなやり方しないと、これは地方にとっては私は死活の問題だと思つている。だから、そういう意味では最初のスタートから良くない。

私は、与謝野さんと仲がいいような悪いような仲ですよ、良かったり悪かったりするんだけれども、御承知のとおりですけれども、是非、そのところをどなたか答弁できるんなら、総務大臣、してくださいます。

○国務大臣(片山善博君)　それは非常に重要な視点だと思つています。そもそも、年金を除く他の社会

保障制度のほとんどを担っている自治体の理解と協力が得られないで我が国の今後の社会保障制度改革を論じることが、それは本当に私は無意味だと思つています。自治体の理解があつて初めて成り立つものでありますので、この地方単独事業の精査というものも、しっかりと自治体の意見を聞きながら、総務省それから財務省、厚生労働省など関係省がよく協議をした上で、かつ最終的に自治体の納得の得られるものとして精査をすべきだと思つています。

○片山虎之助君　そこで、財務副大臣、来られてますね。それで、今の消費税は五％です、御承知のとおり。ところが、実質は地方が二・一八もらつていらっしゃるんですよ。それは、一パーの地方消費税と、あとは国の取り分の二九・五％が交付税の原資になつていらっしゃるのね、それが一・一八ですから、二・一八。国が二・一八ですよ。しかし、この地方のやつは何でそういうことになつたかという、地方消費税と交付税を入れて、これは地方の個別間接税を全部廃止したんですよ、消費税導入のときに。その財源の振り替わりですよ。それから、あのとき所得税の減税を二回やるんですよ、私はたまたま自民党税調のインナーみたいなことをやつておつたので、その財源の補填であつた制度をつくつたんですよ。

じゃ、これを含めて、消費税そのものを全部社会保障目的税にしたら、地方の二・一八はどうなるんですよ。それはもう完全に振替財源を何か手当てしない限り、社会保障目的税にはなりませんよ。財務省はそういう検討をしている。いや、まあ総務大臣でもいい。

○委員長(藤末健三君)　片山総務大臣、簡潔にお願いします。

○国務大臣(片山善博君)　そこは今回の大きな論点でありまして、地方自治体の方が疑念を抱いた一つの原因であります。そこは今回、今調整しておりますけれども、既往の五％分の国、地方の配分については基本的な枠組みは変えないと、それ

を前提に、今回の社会保障制度改革の中で五％仮に引き上げるとすれば、それをどういうふう国と地方の役割分担で分けるかという議論にしましょうという、そういう基本的な考え方で今整理をしつつあるところです。

○片山虎之助君 そうなると、例えばこの次に五パー上げるか、三パーすぐ上げるか、二段階に分けるかもしれないけれども、上げたときに、これは地方とまた配分せにいかぬということに恐ろしくなると思いますよ、今の単独事業の議論が発展して、そのときにどういう仕組みにするか。極めて複雑な制度になるよ。で、既存の五パーについては、仮に社会保障目的税にしても二・一八は残るんだから。残らなかつたらみんな納得しませんが。

だから、そのところについてのもう少し私は検討をしないきやいかぬと思う、事務的に。どうもどっちもしていない、財務省も総務省も。それはある意味で私は地方軽視だと思ってきたんですが、御感想があれば、どうぞ。

○委員長(藤末健三君) 時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

○国務大臣(片山善博君) そういう検討を、本日に詰めた検討をしないというか、させてもらえなかつたといううらみがあります。

いい機会でありますから、今回、今早急に詰めておりますけれども、その既往の五％分のうちの地方への財源として配分されているものについては目的化しないということ、これを基本に今調整しているところであります。

○片山虎之助君 櫻井副大臣に。

○委員長(藤末健三君) 簡潔にお願いします。時間が過ぎていきますので。

○副大臣(櫻井充君) うらまれないようにきちんと議論させていただきたいと思います。

○片山虎之助君 もうちょっとあなた、わざわざ来たんだから、もうちょっとと言わないと駄目だよ。

○委員長(藤末健三君) 時間を過ぎておりますので、了解ください。

○副大臣(櫻井充君) これまでの経緯がありますから、そのことをちゃんと踏まえた上で、今日も勉強させていただきました。ですから、そういうことも全部踏まえて、義的には本来であれば厚生労働省と総務省で話し合えるところですが、そのところを我々の方で仲介できるものがあればきちんとやらせていただきたいと、そう思っておりますので、ごさいいます。

○片山虎之助君 終わります。

○又市征治君 社民党の又市です。

片山大臣は、今月の四日の日に福島県庁で原発被災の十二市町村長と会談をされましたですね。報道では、大臣は避難している住民の生活のための特例法を制定する意向を示したと、この会談が、住民避難だけでなく役場機能の移転まで強いられている自治体の存立を支援する政府の態勢整備が震災から三か月たつてようやく本格化したと、こういうふうに通えているんですね。

そういう意味では、こうした総務大臣なり総務省の努力には私はまず敬意を表したいと、こう思いますが、そこで、そういう応援をしていくんだけれども、原発事故で一体どれだけの人が今避難をしているかということで、ちよつと今日は資料をお配りをさせていただきました。皆さんの手元に行っていると思います。

総務省が把握しているのはこの右側から三行目のハ、避難者情報システム登録と書かれたところの、これが総務省が使っているものですね。ところが、これによると三万九千六百余人という数字が上がつてくるわけです。ところが、その二の欄、そのまた横で見ますと沿岸の六つの町と内陸の二つの村で既に人口の九割以上が避難している、こういう格好です。このデータは被災者支援チームからのものなわけですが、合計の欄は、今朝電話をいただいて、県外避難がダブルカ

ウントだと言いますから、ちよつとその合計数字十三万三千となつていのはダブルカウントが入っているということですから、これは訂正をいたしますけれども、間に合いませんでした。しかし、この同チームも福島県からのコピーをもらっただけで集計しているんだと、こう言っているんですね。

しかし、この数字見てみますと、例えば飯館村は全村約六千人がもう避難が進んだと報道されています。数字は、総務省の使っているのは三百五十八、片や支援チームの方は、千七百、全然数字が違っているわけですね。それから、隣の川俣町もほぼ同様のはずなんです。ですから、原発避難の実数は、そのダブルカウントを引いても十万人から十一万人ぐらいに上つていのはずなんです。しつかり把握されていない。被災者に対する真剣さというのが私は感じられないんですね、こんなことを見ると。ちよつとびっくりしました。

総務省はせつかく十二市町村を呼んでおいて、これ一体全体避難者数というのは把握されているのかどうか。直ちに私は独自の調査をやつていかないと対策も打てないんじゃないのかと、こう思うんですが、その点いかがですか。

○大臣政務官(逢坂誠二君) まず最初に私の方から事実関係だけちよつとお話しさせていただきますと、総務省が準備いたしました全国避難者情報システムは避難されている方々の実数を把握するという性質のものでございませぬ。自分たちの町に住んでいた方がどこに避難しているか分からないと、そういう方が避難している地域の自治体に申し出て、そしてその情報を元々お住まいになつていた自治体に通報するということで、どこに避難しているかが分からないという方が、私はここに避難していますよということをアナウンスするための仕組みというふうに御理解いただければと思います。

そういう点でいいますと、元々の自治体において、あの人はどこに避難しているというふうに分

かっている方については、あえてこの総務省が準備した避難者情報システムを使う必要がないということになるわけです。だから、この避難者情報システムの数字は、当然避難者全体から見れば内数になると、そういう性質のものだというふうに御理解いただければと思います。

○又市征治君 そうすると、今どのぐらいなんです、数字は。

○大臣政務官(逢坂誠二君) 避難者全体の把握につきましては、今、又市先生のお出しいただいた資料のダブルカウント分というものがあつたというふうに思いますけれども、それを除いているのが大体近い数字ではないかというふうに思われます。

○又市征治君 そうすると、やっぱり十万人あるいは十一万ぐらいに上るわけですね。

問題なのは、これ、どっちのデータも政府がつかんでいながら、さつき私が申し上げたような飯館村なんかのそういう状況が全く正確な格好のままになつていいる。こんな格好では対策がもう打ちようがないんじゃないかという気がするんで、今政務官のおっしゃつたことの意味は分かりましたけれども、けれども、日々のこの正確なものをつかまれているということでは困ると思うんです。

さて、そこで次の質問に移りますが、この四日の日に十二市町村に対して避難先等への移住の定着化という選択肢も示されたそうなんですけれども、これは住民票の移転は自治体の消滅になるんだと非常に不評だった、こう聞いています。立ち入れない状況というのは、政府の原発収束見通しても一年弱。実はもつと、二年、三年以上続くと思ふやならぬと思うんですね。こういう勝手な甘い判断をしておつて、後からまた想定外でしたというわけには私はいかぬと思う。

そういう点で、市町村の土地、施設、あるいは財産や家畜が無人の廃墟に置かれていっているわけでありますけれども、総務省は自治体のこうした長期

空洞化の事態を見て、どう住民生活の将来像というものを考えていこうとされているのか、御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(片山善博君) 最初に、先ほどやり取りがありましたけれども、実態がつかめていないのは本腰を入れないんじゃないかと言われましてたけれども、そうじゃないんです。実態が市町村がちゃんとつかめるように今みんな努力をしているわけでありまして。

元々市町村がつかんでいるものは、もうこれは国が支援することはありません。例えば、双葉郡の町村で住民の皆さんとともに役場が移転しているところ、一緒に移転された住民の皆さんのことはもう動向を把握しているわけです。そうではなくて、もう全国散り散りになった方々で役場がさっぱり分からない、役場の方でつかめていない、それから、散り散りになった方も、役場に連絡しようと思ったら役場自体移転していて、連絡がしにくい、そういう事情があるものですから、全国の自治体の協力を得まして、全国避難者情報システムを通じて最寄りの市町村に通報していただいて、それで双葉郡の町村にちゃんとその所在が分かるということをやっているわけです。それから、国がやっておりますのはあくまでも補完的なことをやっているわけです。

最終的には、双葉郡を中心にした該当の市町村が三月十日現在におられた住民の皆さんのその後の行方についてきちっと把握をするということが目的でありまして、今それがかなり進んできております。もう少し時間掛かると思いますがそれでも、その正確な把握に向けて今最終的な段階に至っているということでありまして。

それからもう一つ、六月四日に行きましたときに不評だったという話をされましたが、そんなことはないんです。意見は出しましたけれども、大変好感を持って受け止めていただきました。それはどうということかといいますと、質問されたことと関連するんですけれども、双葉郡を中心

にして、飯館もそうですけれども、これから地域によっては相当の期間、当分の期間、元の場所に帰れない、残念ながら帰れないという住民の皆さん方、役場が、これはもうどうしても出てきません。そうしますと、これは私、実はあるときに飯館村の菅野村長さんと話をしているときに伺ったんですけれども、住民の皆さんが避難先に行くわけですけれども、是非住民票を残しておいてもらいたい、村としては、それはなぜかという、いざ帰るわけでありまして、一緒に帰りたい。そのときまでにちゃんと必ずなを持ってきて、いざ帰るときにはコミュニティをちゃんと再形成したい、そのためには住民票を残しておいてもらいたい。しかし、住民票を残したまま移転先でちゃんと必要な住民サービスが得られるかどうか。得られないんじゃない。しかも、肩身狭くなく得られないんじゃない。

その両方を満たすことはできないだろうかという御相談を受けて、それではということで考えたのが、その案を持っていたのが六月四日でありまして、そのときに、住民票を残しても肩身狭くなく移転先で行政サービスを得られる仕組みを考えます。しかし、場合によって、事情によつて、住民の皆さんの中には、やはり子供の事情などでやむなく住民票を移される方もいる、それは移すなと言えませんが、その方々は、しかし、それはそれで避難先でちゃんとしたサービスを受けられますけれども、市民として、しかし飯館村とのきずなは残す仕組みはないだろうか、住民票がなくなっても、準住民票のようなものを作ることはできないだろうか。それもちゃんと措置しましょうという、そういう非常に複雑な、特異な、今まで経験したことのないような住民のポジションというものを、また役場の在り方というものを法律上位置付けるということをしなさいと思っております、そのことを申し上げたわけです。

でも最初の方を基本にしてくれと。残す方を基本にしてくれと。出る方を基本にして移転促進みたいなことにならないようにしてほしいということがありまして、それが新聞に出まして、それを取って不評と言われたんでしようけど、それは不評じゃなくて、そういうことは注意してほしいということを言われましたので、それはそのとおりでしょうということ、そういう考え方を基本にしながら今法案の整備をしている、検討をしているところなんです。

○又市征治君 前段のところを、それだったら、聞いた先ほどからおっしゃったようなことを答えてもらえば、何も私はさっきみたいな質問しなくて済むんですよ。ちよつと総務省はいいかげんですよ、これは。注意してもらわにやいかぬ、それはね。

さて、そこで、これまで政府は、原発で被災した住民に対して、避難指示を出したり区域の線引きした以外はほとんど手を打ってこなかったと新聞にも書かれているわけだけれども、それはともかくとして、毎日新聞の記事を見ますと、経済産業省が原子力災害を主管する中、省庁縦割りの影響もあり、政府内の取組がこれまで事実上空白状態になっていた、だからこういうことが起こっているんだと言っているんですが、そういう中で、総務大臣が十二市町村長と会談をセットされたというの、はだから私は評価をすると言ふんですけれども、何と言つても、この自治体及び総務省の役割、これはやっぱり住民生活に責任を持つという意味で重要ですから、歓迎をいたします。

総務省の被害補償であるとか国交省の建設事業の継ぎはぎしたもの、だけでは進まないわけで、地域社会、自治体の維持、再建の問題ですから。その上で、大臣は、例えて言えば原発被災者特例法というのか、何かそんなようなことをお考えだということ。これはまあ、そうだとおっしゃることをイエス、ノーぐらいでお答えください。

○国務大臣(片山善博君) 原発に起因します問題

で、例えば損害補償でありますとか、そういう問題は経産省とか文科省が中心になってやはりやられることだと思います。総務省はあくまでも自治体を所管しておりますので、自治体がちゃんとした住民の皆さんに対する今後とも行政サービスができるように、役場機能が維持できるようにという、その観点であります。

もちろん、住民の皆さんのことを自治体は正面から向き合わないといけないわけですから、あらゆる問題が出てきます。ですから、それは自治体を受け止めて各省にそのことを自治体がいいますけれども、そこで足らざるところ、言ってもなかなか明かないところ、それは総務省が補完的に受け取って、それを各省に言っていくという、こういうことがこれからの総務省の役割として位置付けられるんじゃないかと私は考えているところでありまして。

○又市征治君 余り補完的というのはいいかどうかね。

主要政党の合意によつて震災復興基本法を一方で論議していますが、二十日にもこれは成立をしますけれども、しかしその中で、原発による避難を余儀なくされた地域あるいは住民への支援については特段の規定はないわけですよ。したがって、一般の震災、津波の被害とは違い、より長期に及んで立ち入りもできない原発避難者には別途の救済策であるとか新たな立法も必要になると思うんですよ、私は。

この点を明確にして、原発事業者やあるいは経産省の思惑を離れて、やや長期に腰を据えて、この住民生活と自治体の再建の立場からやつぱり特例法を作る、こういうことが大事だし、多分総務大臣の思惑はそういうことだったと思うけれども、総務省が四日に披露されたこの方向性は正しいと思うんだけど、例えばその具体的な検討項目みたいなことがあればちよつと挙げていただきたいと思っています。

○国務大臣(片山善博君) 先ほどちよつと一部申

し上げましたけれども、住民票を基本的に残して避難された方が避難されたところの市民とできるだけ同じ行政サービスを享受することができる、肩身狭くなく長期にわたって、残念ながら長期になるところもありますから、それを一つ満たさなきゃいけない。

それから、住民票を万やむなく移された市民の方の避難元の、飯館なら飯館とのきずなが切れないような、そういう準住民として位置付けられるような仕組みをつくらなきゃいけない。選挙権というのは住民票のあるところにしか存在しませんが、しかし、住民票を移した方も飯館村との間に何らかの政治参画の機会が保障されなければいけない。それは、議会とか選挙とかではなくて評議会とかそういう形になろうかと思えますけれども、そういうことも保障されなければいけません。

それからもう一つ、難しいのは、例えば大熊町などは会津若松市にかなりの住民の皆さん避難されているわけです。実は、そこで小学校を設置して町民教育を行いたい。学校の区域外設置を行うということになります。じゃ、その該当の住民の皆さんには全ての町民サービスを大熊町が行うのかというと、そうではなくて、部分的に教育のよなものを行うけれども、他のものは会津若松市に頼らざるを得ない。それを、どういうふうに費用負担だとかを仕切るのかという問題があります。

それからまた、大熊町の皆さん全員が会津若松に行くわけではなくて、ほかの自治体にも行くわけで、そこには区域外の小学校を設置することはできません。じゃ、そういう住民の皆さんに対する行政サービスをどうするのか、費用負担どうするのか、いろんな問題がありまして、そういうことを全て新しい特例法によって、できるだけ今私が申し上げたような課題が満たされるような、そういう立法を今考えているところであります。

○又市征治君 是非、住民の声をしっかり聞いて

いただいて、いいものを作っていただくように努力をお願いして、終わりたいと思います。
ありがとうございます。

○委員長(藤末健三君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(藤末健三君) 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。片山総務大臣。

○国務大臣(片山善博君) 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等に鑑み、寄附金税額控除の対象の見直し及び適用下限額の引下げ並びに個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の罰則の見直しを行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その一は、個人住民税の改正であります。個人住民税については、寄附金税額控除の適用対象に、認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人への寄付金のうち、都道府県又は市区町村が条例で定めるものを追加するとともに、寄附金税額控除の適用下限額を二千万円に引き下げることにしております。

その二は、罰則の見直しについてであります。脱税犯及び秩序犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の罰則の見直しを行うこととしております。

その他、税負担軽減措置等の大幅な整理合理化等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(藤末健三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

なお、本案に対する補足説明につきましては、理事会で協議いたしました結果、説明の聴取は行わず、本日の会議録の末尾に掲載することといたしました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十四分散会

〔参照〕

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案の補足説明

ただいま説明されました現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案の主な内容につきまして、お配りしております新旧対照条文により補足して御説明申し上げます。

第一に、地方税法の改正であります。

まず、道府県民税の改正であります。

第二十三条の改正は、法人税割の課税標準である法人税額について、国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講じようとするものであります。

第三十七条の二の改正は、平成二十四年度以後の各年度分の道府県民税に係る寄附金税制について措置を講じようとするものであります。まず、寄附金税額控除の適用対象に、特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として

都道府県が条例で定めるもの(特別の利益が寄附者に及ぶと認められるものを除く。以下道府県民税において控除対象寄附金という。)を追加し、当該条例の定めは、控除対象寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下道府県民税において「控除対象特定非営利活動法人」という。)からの申出があった場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならぬこととする

とともに、控除対象特定非営利活動法人は、寄附者名簿を備え、これを保存しなければならぬこととし、都道府県知事は、控除対象寄附金に係る寄附金税額控除の控除額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、控除対象寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができることとしようとするものであります。

併せて、寄附金税額控除の適用下限額を二千万円(現行五千円)に引き下げようとするものであります。また、附則第五条の五においても、適用下限額を二千万円(現行五千円)に引き下げようとするものであります。

第四十五条の二の改正は、控除対象寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合においては、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならないこととしようとするものであります。

次は、事業税の改正であります。

九ページ
一〇ページ
一一ページ
一二ページ
一三ページ
一四ページ
一五ページ
一六ページ
一七ページ
一八ページ
一九ページ
二〇ページ
二一ページ
二二ページ
二三ページ
二四ページ
二五ページ
二六ページ
二七ページ
二八ページ
二九ページ
三〇ページ
三一ページ
三二ページ
三三ページ
三四ページ
三五ページ
三六ページ
三七ページ
三八ページ
三九ページ
四〇ページ
四一ページ
四二ページ
四三ページ
四四ページ
四五ページ
四六ページ
四七ページ
四八ページ
四九ページ
五〇ページ
五一ページ
五二ページ
五三ページ
五四ページ
五五ページ
五六ページ
五七ページ
五八ページ
五九ページ
六〇ページ
六一ページ
六二ページ
六三ページ
六四ページ
六五ページ
六六ページ
六七ページ
六八ページ
六九ページ
七〇ページ
七一ページ
七二ページ
七三ページ
七四ページ
七五ページ
七六ページ
七七ページ
七八ページ
七九ページ
八〇ページ
八一ページ
八二ページ
八三ページ
八四ページ
八五ページ
八六ページ
八七ページ
八八ページ
八九ページ
九〇ページ
九一ページ
九二ページ
九三ページ
九四ページ
九五ページ
九六ページ
九七ページ
九八ページ
九九ページ
一〇〇ページ

三十八ページ

第七十二条の二十四の二の改正は、少額短期保険業に係る法人事業税について、収入金額の二分の一に相当する金額を収入金額から控除する課税標準の特例措置を廃止することとし、少額短期保険業の課税標準である収入金額は、各事業年度の正味収入保険料に生命保険等に係るものは百分の十六、損害保険に係るものは百分の二十六を乗じて得た金額とする措置を講じようとするものであります。

三十九ページ

第七十二条の二十六の改正は、中間納付制度に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講じようとするものであります。

四十ページ

次は、不動産取得税の改正であります。第七十三条の十四の改正は、不動産取得税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設及び土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が取得する換地に係る課税標準の特例措置について、二年間の適用期限を設けようとするものであります。次に、事業協同組合が独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する資金の貸付けを受けて取得する一定の施設及び事業者等が独立行政法人住宅金融支援機構等から一定の資金の貸付けを受けて取得する不動産に係る課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。

四十一ページ

第七十三条の二十七の四の改正は、市街地再開発組合が第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物に係る不動産を一定の期間内に従前

の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置、再開発会社

社が第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物（対償の給付のために取得する施設建築物の部分を除く。）に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置、住宅街区整備組合が住宅街区整備事業の施行に伴い取得した施設住宅に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置及び防災街区整備事業組合等が防災街区整備事業の施行に伴い取得した不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置を廃止しようとするものであります。

四十八ページ

第七十三条の二十七の五の改正は、事業協同組合等が独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する資金の貸付けを受けて取得した一定の不動産を一定の期間内にその組合員等に譲渡した場合の納税義務の免除措置を廃止しようとするものであります。

五十一ページ

第七十三条の二十七の七の改正は、農地保有合理化法人等が土地改良法の規定に基づき取得した換地を一定の期間内に譲渡した場合の納税義務の免除措置を廃止しようとするものであります。

五十二ページ

第七十三条の二十七の八の改正は、外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営

を主たる目的とする公益社団法人又は公益財団法人が取得する外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産に係る納税義務の免除措置を廃止しようとするものであります。

五十三ページ

第七十三条の二十七の九の改正は、農業生産法人が組合員、社員又は株主となる資格を有する者から現物出資により取得する農業の用に供する土地に係る納税義務の免除措置を廃止しようとするものであります。

五十四ページ

次は、市町村民税の改正であります。第二百九十二条の改正は、法人税割の課税標準である法人税額について、国際戦略総合特別区域において機械等

五十五ページ

取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講じようとするものであります。第三百十四条の七の改正は、平成二十四年度以後の各年度分の市町村民税に係る寄附金税制について措置を講じようとするものであります。まず、寄附金税額控除の適用対象に、特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として市区町村が条例で定めるもの（特別の利益が寄附者に及ぶと認められるものを除く。以下市町村民税において「控除対象寄附金」という。）を追加し、当該条例の定めは、控除対象寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下市町村民税において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならないこととする

五十六ページ

次は、固定資産税の改正であります。第三百四十九条の三の改正は、固定

五十七ページ

資産税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、主として離島路線に就航する一定の航空機に係る課税標準の特例措置について、特に地域的な航空運送の用に供する一定の小型の航空機に係る特例率の見直しを行うものとしてあります。次に、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置について、対象から家屋及び償却資産を除外しようとするも

とともに、控除対象特定非営利活動法人は、寄附者名簿を備え、これを保存しなければならないこととし、市町村長は、控除対象寄附金に係る寄附金税額控除の控除額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、控除対象寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができることとしようとするものであります。併せて、寄附金税額控除の適用下限額を二千元（現行五千元）に引き下げようとするものであります。また、附則第五条の五においても、適用下限額を二千元（現行五千元）に引き下げようとするものであります。

のであります。さらに、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する家屋及び償却資産、独立行政法人水資源機構が所有する水道又は工業用水道の用に供する施設のうちダム以外のものの用に供する一定の土地、独立行政法人情報通信研究機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する償却資産、社会保険診療報酬支払基金が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫、自動車安全運転センターが所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。

次は、国民健康保険税の改正であります。

第七百三条の四の改正は、国民健康保険税の所得割額の算定方式について、基礎控除後の総所得金額等を算定の基礎とする方式に一本化しようとするものであります。

次は、附則の改正であります。

附則第五条の六の改正は、平成二十四年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となつた利子所得に相当するものとして計算した一定の金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととしようとするものであります。

附則第六条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の

特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間千五百頭を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったうえ、その適用期限を三年延長しようとするものであります。

附則八条の改正は、法人税割の課税標準である法人税額について、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講じようとするものであります。

附則第八条の三の二の改正は、特定寄附信託について、計画的な寄附が適正に実施されていないと認められる事実が生じ、非課税の適用がなかったものとされた利子について、当該特定寄附信託の受託者がその利子を支払ったものとみなして利子割に関する規定を適用することとしようとするものであります。

附則第九条の改正は、電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置について、その適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

附則第十条の改正は、不動産取得税の非課税措置を改めようとするもので

あります。まず、日本環境安全事業株式会社が取得する一定の事業の用に供する不動産に係る非課税措置の適用期限を三年延長し、また、預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産及び保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。次に、独立行政法人都市再生機構が取得する旧地域振興整備公団法及び旧都市基盤整備公団法に規定する業務の用に供する不動産に係る非課税措置を廃止しようとするものであります。

附則第十一条の改正は、不動産取得税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得された一定の要件を満たす新築のサービス付き高齢者向け住宅について、新築住宅に係る課税標準の特例措置を適用しようとするものであります。次に、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を特定都市再生緊急整備地域の区域内において取得する不動産は当該不動産の価格の二分の一、その他の都市再生緊急整備地域の区域内において

取得する不動産は当該不動産の価格の五分の一に相当する額とした上、その適用期限を二年延長しようとするものであります。次に、農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地及び公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。次に、一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産、信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産及び一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を当該不動産の価格の五分の三に相当する額とした上、その適用期限を二年延長しようとするものであります。さらに、駐車場法に基づく駐車場整備計画に従って取得する一定の自動車専用駐車場の用に供する家屋、河川法に規定する河川立体区域に係る河川管理施設の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋、民間都市開発の推進に関する特別措置法に規定する認定計画に記載された土地の交換により隣接土地の所有者が取得する事業区域外の認定事業者が所有する土地（首都圏整備法に規定する既成市街地等の区域内にあるものを除く）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく公共交通特定事業により鉄道事業

者等が取得する一定の家屋、農業経営基盤強化促進法に規定する農地所有者代理事業により取得する農用地区域内にある土地、一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する事業により取得する高度テレビジョン放送施設の用に供する一定の家屋、都市再生特別措置法に規定する認定整備事業者が認定整備事業計画に基づき取得する認定整備事業の用に供する一定の不動産、都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る整備事業区域内の不動産の所有者が当該不動産を認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する一定の不動産、農業経営基盤強化促進法に規定する特定農業法人が協議又は調停により取得する農用地区域内にある土地及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する認定事業者が認定建替計画に基づき取得する土地に係る課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。

附則第十一条の四の改正は、不動産取得税の減額措置を改めようとするものであります。まず、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得した土地の上に、一定の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅が新築された場合について、新築住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置を適用しようとするものであります。次に、心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規

定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置を二年延長しようとするものであります。次に、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置について、対象となる計画類型を認定中小企業承継事業再生計画に限定した上、その適用期限を一年延長しようとするものであります。さらに、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が取得する一定の土地に係る税額の減額措置を廃止しようとするものであります。

附則第十二条の改正は、生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を受けている者が、適用対象農地等のすべてを農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者に認定された農業生産法人に使用貸借する等の場合で贈与税の納税猶予の継続を認められるときに不動産取得税の徴収猶予を継続する特例措置を廃止しようとするものであります。

附則第十二条の二の改正は、国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合用旅客運送事業を経営する者が取得する一定の一般乗合用バスに係る自動車取得税の非課税措置について、都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスの取得を非課税とする措置に改めるものであります。

附則第十四条の改正は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便

増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第十五条の改正は、固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車、港湾法に規定する港湾運営会社が国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾において、国の補助又は国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産について、課税標準の特例措置を講じようとするものであります。次に、鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る課税標準の特例措置について、特例率を見直した上、適用期限を二年延長し、離島航路事業者が新造し、かつ、専ら離島航路事業の用に供する一定の船舶に係る課税標準の特例措置について、特例率等を見直した上、適用期限を撤廃しようとするものであります。次に、心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得した一定の家屋、鉄道施設等の貸付けを行う法人が政府の補助を受けて行う既設の鉄道の駅等の改良工事で周辺の都市機能の増進に資するものとして取得した一定の家屋及び構築物、鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設

の用に供する家屋及び償却資産、公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る課税標準の特例措置について、適用期限を二年延長し、政府の補助を受けて取得された一定の太陽光を電気に変換する設備に係る課税標準の特例措置について、適用期限を一年延長しようとするものであります。次に、倉庫業者又は港湾運送業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等又は上屋に係る課税標準の特例措置について、対象から上屋を除外した上、適用期限を二年延長し、一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する事業により新設した一定の高度テレビジョン放送施設に係る課税標準の特例措置について、特例率を見直した上、適用期限を三年延長し、電気自動車に充電するための設備等に係る課税標準の特例措置について、対象から充電設備を除外した上、適用期限を二年延長し、鉄軌道事業者等が取得した新造車両で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る課税標準の特例措置について、特例率を見直した上、適用期限を二年延長し、鉄道事業者等が取得して、事業の用に供する一定の新造車両に係る課税標準の特例措置について、特例率を見直した上、適用期限を二年延長し、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置に

度から平成二十五年までの間、航空機燃料税の収入額の九分の二（現行十三分の二）に相当する額とする特例措置を講じようとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

——

日本委員会に左の案件が付託された。

下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応した税制の整備を図るための地方税法等の改正する法律案

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第 二 条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の二部を次のように改正する。

第二十二條中「調査」の下に「（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収を加え、〔その〕を〔これらの〕に、〔三十万円〕を〔百万円〕に改める。

第二十三條第一項第四号中「第四十二條の四」の下に「第四十二條の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）を加え、〔の規定の〕を〔及び第四十二條の十二の規定の〕に改め、同項第四号の三中「（租税特別措置法第六十八條の九の下に）及び第六十八條の十五」を加え、〔及び租税特別措置法第六十八條の九を〕並びに租税特別措置法第六十八條の九、第六十八條の十五及び第六十八條の十五の二に改め、同項第四号の四中「第六十八條の十第五項」の下に「第六十八條の十の二第五項」を加え、同項第八号中「第六條の三第一項」を「第六條の四第一項」に改める。

第二十四條の二第二項中「第五十三條第十九項」の下に「第五十三條の三」を加える。

第二十七條第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「同じ」を含む。第五十條第五項、第六十九條第四項、第七十條第二項、第七十一條の十六第三項、第七十條の二十第四項、第七十一條の二十、第二項、第七十一條の二十七第三項、第七十一條の四十一第四

項、第七十一條の四十二第二項、第七十一條の六十一第四項及び「同じ」を含む。第五十條第五項、第六十九條第四項、第七十條第二項、第七十一條の十六第三項及び第四項、第七十一條の二十第四項、第七十一條の二十一第二項、第七十一條の三十七第三項及び第四項、第七十一條の四十一第四項、第七十一條の四十二第二項、第七十一條の六十一第四項並びに「同じ」若しくは使用人を、使用人に改める。

第三十條第一項中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「代表者」の下に「人格のない社団等の管理人を含む。」を加え、〔若しくは使用人〕を、使用人に改める。

第三十一條中「三万円」を「十万円」に改める。第三十七條の二第二項中「五千元」を「二千元」に改め、同項第三号中「及び租税特別措置法第四十一條の十八の三」を削り、〔含む〕の下に「並びに租税特別措置法第四十一條の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 特定非営利活動促進法第二條第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

第三十七條の二第二項中「五千元」を「二千元」に改め、同条に次の三項を加える。

3 第一項第四号の規定による道府県の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対

象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

4 控除対象特定非営利活動法人は、総務省令で定めるところにより、寄附者名簿（各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。次項において同じ。）を備え、これを保存しなければならない。

5 道府県知事は、第一項（同項第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によつて控除すべき金額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、同号に掲げる寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができる。

第四十一條第二項中「第三百二十四條、第三百二十八條の十六第一項及び第三項から第六項まで」を「第三百十七條の四（第三百十七條の二第一項から第五項までの規定によつて提出すべき申告書に虚偽の記載をして提出した者に係る部分に限る。）第三百二十四條、第三百二十八條の十六第一項及び第三項から第六項まで」に改める。

第四十五條の二第一項ただし書中「第三十七條の二」を「第三十七條の二第一項（同項第四号に掲げる寄附金（租税特別措置法第六十六條の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第五項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第二十四條第一項第一号の者は、第三十七條の二第一項（同項第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を、第三百十七條の二第

五項に規定する申告書と併せて賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

第五十條第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改め、同条第四項中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第五項、第九項、第十二項及び第十五項中「第四十二條の五第五項」の下に「第四十二條の五の二第五項」を加え、同条第三十項中「昭和四十四年法律第四十六号」を削る。

第五十三條の二の次に次の一を加える。
（法人の道府県民税に係る故意不申告の罪）

第五十三條の三 正当な事由がなく第五十三條第一項、第二項、第四項又は第九項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。）代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人の代表者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十四條第一項中「又は代理人若しくは」を「（法人課税信託の受託者である個人を含む。）代理人」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、

同条第二項中「若しくは使用人」を、「使用人」に、「外」を「ほか」に改める。

第六十一条第一項中「除く」の下に、「第三項において同じ」を、「代表者」の下に「人格のない社団等の管理人及び」を、「含む」の下に、「第三項において同じ」を加え、「又は代理人若しくは」を、「代理人」に、「五年」を「十年」に、「百万円」を「千万円」に改め、「若しくは料金を削り」、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第二項中「百万円」を「千万円」に改め、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「代表者」の下に「人格のない社団等の管理人を含む」を加え、「若しくは使用人」を、「使用人」に改め、「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「この条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第五十三条第一項、第二項、第四項又は第十九項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しないことにより、法人の道府県民税の全部又は一部を免れた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第六十九条第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改め、同条第四項中「若しくは使用人」を、「使用人」に改める。

第七十条第一項中「十万円」を「一年以下の懲

役又は五十万円」に改め、同条第二項中「若しくは使用人」を、「使用人」に改める。

第七十一条の十六第一項中「三年」を「十年」に、「五十万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「二百万円」に改め、同条第三項中「本条」を「同項」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第七十一条の二十第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十一条の二十一第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑を罰金刑」に改める。

第七十一条の三十七第一項中「三年」を「十年」に、「五十万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「二百万円」に改め、同条第三項中「本条」を「同項」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第七十一条の四十一第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十一条の四十二第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑を罰金刑」に改める。

第七十一条の五十七第一項中「三年」を「十年」に、「五十万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「二百万円」に改め、同条第三

項中「若しくは使用人」を、「使用人」に、「本条」を「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第七十一条の六十一第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十一条の六十二第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑を罰金刑」に改める。

第七十二条の八第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「第七十二条の三十七、第七十二条の四十九の三第一項及び第三項」を「第七十二条の三十七第一項及び第二項、第七十二条の四十九の三第一項、第三項及び第五項」に改める。

第七十二条の十第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第七十二条の十一中「三万円」を「十万円」に改める。

第七十二条の二十四の二第四項中「保険の各事業年度の正味収入保険料に百分の四十を乗じて得た」を「次の各号に掲げる保険の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 保険業法第三条第四項第一号及び第二号に掲げる保険 各事業年度の正味収入保険料に百分の十六を乗じて得た金額
二 保険業法第三条第五項第一号に掲げる保険 各事業年度の正味収入保険料に百分の二十六を乗じて得た金額
第七十二条の二十六第一項中「すべて」を「全て」に、「（次項及び第三項）を（以下この項から第三項まで）」に、「計算したときは」を「計算した場合」に、当該付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を課税標準として算定した事業

税額が予定申告に係る事業税額を超えないときに限り」に改める。

第七十二条の三十六中「二十万円」を「五十万円」に、「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改める。

第七十二条の三十七第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「若しくは使用人」を、「使用人」に改める。

第七十二条の三十八第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「若しくは使用人」を、「使用人」に改める。

第七十二条の四十九の三第一項中「含む」の下に「第三項において同じ」を加え、「又は代理人若しくは」を、「代理人」に、「五年」を「十年」に、「五十万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「千万円」に改め、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「若しくは使用人」を、「使用人」に改め、「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「この条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しないことにより、法人の行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の

額とすることができる。
第七十二条の四十九の六第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第七十二条の五十六第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「又は使用人」を「使用人」に、「外」を「ほか」に改める。
第七十二条の五十七中「三万円」を「十万円」に改める。

第七十二条の六十第一項中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「千万円」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「又は使用人」を「使用人」に改め、「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第七十二条の五十五の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、個人の行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、状況により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第七十二条の六十四第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。
第七十二条の六十九第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「十万円」を「五十万円」に改める。

第七十二条の七十第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。
第七十二条の八十五第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二

項中「第七十二条の九十五第三項」を「第七十二条の九十五第六項」に改める。

第七十二条の九十、第一項及び第七十二条の九十二第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。
第七十二条の九十五第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為によつて、譲渡割の全部又は一部を免れた者

二 偽りその他不正の行為によつて、第七十二条の八十八第二項又は第三項の規定による還付を受けた者

第七十二条の九十五第五項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第一項」の下に「第二項又は第四項」を加え、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項」の下に「第二項又は第四項」を加え、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項の免れた税額又は還付を受けた金額」を「第一項第一号の免れた税額若しくは同項第二号の還付を受けた金額又は前項の犯罪に係る還付を受けようとした金額」に、「五百万円」を「千万円」に、「同項」を「当該各項」に、「又は還付を受けた金額に相当する額」を「若しくは還付を受けた金額又は還付を受けようとした金額に相当する額」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第一項第一号に規定するもののほか、第七十二条の八十八第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、譲渡割の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、状況により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。
第七十二条の九十五第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号の罪の未遂(第七十二条の八十八第二項に規定する申告書を提出した者に係るものに限り)は、罰する。

第七十二条の百二第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。
第七十二条の百九第一項中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「千万円」に改め、同条第三項中「本条」を「同項」に改める。

第七十二条の百十第一項中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「本条」を「同項」に改める。

第七十三条の四第一項第四号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。

第七十三条の九第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第七十三条の十一第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第七十三条の十二中「三万円」を「十万円」に改める。

第七十三条の十四中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とし、第九項を第七項とし、第十項を第八項とし、第十一項を削り、第十二項を第九項とし、第十三項を削り、第十四項を第十項とする。

第七十三条の十九第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第七十三条の二十中「三万円」を「十万円」に改める。

第七十三条の二十七の四の見出し中「市街地再開発組合等」を「再開発会社」に改め、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「再開発会社」を「都市再開発法第五十条の二、第

三項に規定する再開発会社(以下この条において「再開発会社」という。))に、「第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法を「同法第二十一条第一号に規定する第二種市街地再開発事業(以下この条において「第二種市街地再開発事業」という。))の施行に伴い同法に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同項を同条第一項とし、同条第八項を同条第二項とし、同条第九項から第十二項までを削る。

第七十三條の二十七の五を削る。
第七十三條の二十七の六第六、項中「及び次条」及び「次項において同じ」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 道府県は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から五年以内の期間(当該不動産が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの期間)を限り、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収するものとする。

第七十三條の二十七の六に次の一項を加える。

3 第七十三條の二十五第二項から第四項まで、第七十三條の二十六及び第七十三條の二十七の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

第七十三條の二十七の六を第七十三條の二十七の五とする。

第七十三條の二十七の七の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項を「前項」に改め、「又は農地保有合理化法人等が前項の換地を取得した場合」を削り、同項を同条第二項とし、

同条を第七十三条の二十七の六とする。
第七十三条の二十七の八及び第七十三条の二十七の九を削る。

第七十三条の三十第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれたを免れた」に、「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは料金を削り、「懲役及び罰金」を「これに改め、同条第二項中「免かれたを免れた」に、「五十万円」を「百万円」に、「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「第一項の下に」又は第三項を加え、「外」を「ほか」に、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第七十三条の十八の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、不動産取得税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第七十三条の三十に次の一項を加える。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第七十三条の三十七第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十三条の三十八第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第七十四条の八第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第七十四条の十二の次に次の一条を加える。
(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第七十四条の十二の二 道府県は、たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第七十四条の十第一項から第三項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第七十四条の十五第一項及び第二項中「三年」を「十年」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「第二項又は第四項」に、「この条」を「当該各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項に規定するもののほか、第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、たばこ税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第七十四条の十五に次の一項を加える。
7 前項の規定により第一項、第二項又は第四項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

第七十四条の十八第一項中「二」を「いずれかに」に、「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第七十四条の二十八第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

改める。

第七十四条の二十九第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第七十八条第一項中「五十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第八十条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第八十一条中「三万円」を「十万円」に改める。
第八十五条第一項中各号の「一」を「各号のいずれかに」に、「六月」を「一年」に、「十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号中「二」を「いずれかに」に改める。

第八十六条第一項中「三年」を「五年」に改め、「若しくは料金を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第三項中「この条」を「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第九十五条第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。
第九十六条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。
第九十七条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。
第二百二十四条の次に次の一条を加える。

第二百二十四条の次に次の一条を加える。

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)
第二百二十四条の二 道府県は、自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなく第二百二十二条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第二百二十七条第一項中「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは料料」

を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第二項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「この条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第二百二十二条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、自動車取得税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第二百二十七条に次の一項を加える。
6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第二百三十七条第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。
第二百三十八条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第二百四十四条の十二第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第二百四十四条の十七第一項中「三十万円」を「二年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第二百四十四条の十九第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百四十四条の二十二第一項及び第二百四十四条の二十五第二項中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第二百四十四条の二十六第一項中「二年」を「二年」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第四百四十四条の二十八第一項中「二十万円」を「二年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「罰金」を「罰金刑」に改める。

第四百四十四条の三十三第一項中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「三年」を「七年」に、「三百万円」を「七百万円」に改め、同条第三項中「二年」を「三年」に、「二百万円」を「三百万円」に改め、同条第四項中「二年」を「三年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第五項中「二十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条に次の一項を加える。

7 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

第四百四十四条の三十七第一項中「二十万円」を「二年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「罰金」を「罰金刑」に改める。

第四百四十四条の三十九第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「罰金」を「罰金刑」に改める。

第四百四十四条の四十一第一項から第三項までの規定中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「千万円」に改め、同条第四項中「五十万円」を「千万円」に、「当該各項の罰金」を、「当該各項の罰金」に改め、同条第六項中「規定により第一項から第三項までの下に」又は第五項を加え、「それぞれ第一項から第三項まで」を「これらの項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項まで」の下に「又は第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第二項に規定するもののほか、第四百四十四条の十八第一項各号の規定による申告書を当該各号に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、同条の規定によつて納付すべき軽油引取税の全部又は一部を免れた納税者は、五年以下の懲役若しくは五十万円

以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第四百四十四条の五十二第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第四百四十四条の五十三第一項中「十万円」を「二年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「罰金」を「罰金刑」に改める。

第四百五十三第一項中「五十万円」を「二年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第四百五十四条中「三万円」を「十万円」に改める。

第四百五十六第一項中「五万円」を「二年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第四百五十八第二項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第四百五十九条中「三万円」を「十万円」に改める。

第六十条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれたを免れた」に、「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは科料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第二項中「免かれたを免れた」に、「五十万円」を「百万円」に、「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「第一項の下に」又は第三項を加え、「外」を「ほか」に、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第四百五十二条第一項の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、自動車税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第六十条に次の一項を加える。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第六十八第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第六十九第一項中「十万円」を「二年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第六十八第一項中「五万円」を「二年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第六十七条中「三万円」を「十万円」に改める。

第六十九第一項中「五万円」を「二年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第九十一第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第九十一第一項の二「三万円」を「十万円」に改める。

第九十二第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれたを免れた」に、「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは科料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第二項中「免かれたを免れた」に、「五十万円」を「百万円」に、「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「第一項の下に」又は第三項を加え、「外」を「ほか」に、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第六十五条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことによ

り、鉱区税の全部又は一部を免れた者は、二、年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第六十二條に次の一項を加える。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第二百一第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第二百二第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第二百六十五第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第二百六十七第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第二百六十八条中「三万円」を「十万円」に改める。

第二百七十二第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第二百七十三条中「三万円」を「十万円」に改める。

第二百八十一第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれたを免れた」に、「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは科料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第二項中「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは科料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第三項中「免かれたを免れた」に、「五十万円」を「百万円」に、「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「第一項又

は第四項に、「外」を「ほか」に、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第 一 項 に 規 定 す る も の の ほ か、 第 二 百 七 十 一 條 の 規 定 に よ つ て 申 告 し、 又 は 報 告 す べ き 事 項 に つ い て 申 告 又 は 報 告 を し な い こ と に よ り、 道 府 県 法 定 外 普 通 税 の 全 部 又 は 一 部 を 免 れ た 納 税 者 は、 三 年 以 下 の 懲 役 若 し く は 五 十 万 円 以 下 の 罰 金 に 処 し、 又 は こ れ を 併 科 す る。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第二百八十一条に次の一項を加える。

7 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合において、これらの項の罪についての時効の期間による。

第二百八十六条第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第二百八十七条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中、第四十二条の四の下に、「第四十二条の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）を加え、この規定の二を」及び第四十二条の十二の規定の二に改め、同項第四号の三中「租税特別措置法第六十八條の九の下に」及び第六十八條の十五を加え、「及び租税特別措置法第六十八條の九」を並びに租税特別措置法第六十八條の九、第六十八條の十五及び第六十八條の十五の二に改め、同項第四号の四中「第六十八條の十第五項」の下に、「第六十八條の十の二第五項」を加え、同項第八号中「第六條の三第一項」を「第六條の四第一項」に改める。

第二百九十四条の第二項中「第三百二十一条の八第十九項」の下に、「第三百二十一条の八の三」を加える。

第二百九十九條第一項中「二十萬圓」を「五十萬圓」に改め、同條第二項中「同じ。」を含む。第三百十七條の七第二項、第三百二十四條第四項、第三百二十八條の十六第四項、第三百三十二條第四項及び「を同じ。」を含む。第三百十七條の七第二項、第三百二十四條第七項及び第八項、第三百二十八條の十六第四項及び第五項、第三百三十二條第四項並びに、「管理人を含む。第三百十七條の七第二項、第三百二十四條第四項」を管理人を含む。第三百十七條の七第二項、第三百二十四條第七項に改める。

第三百一条第一項中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「代表者」の下に「（人格のない社団等の管理人を含む。）」を加える。

第三百二条中「三万円」を「十万円」に改める。

第三百十四条の七第一項中「五千円」を「二千元」に改め、同項第三号中「及び租税特別措置法第四十一条の十八の三」を削り、「含む。」の下

に「並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金次号に掲げる寄附金を除く。」を加え、同項に次の一号を加える。

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

活動法人（以下この条において、控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

4 控除対象特定非営利活動法人は、総務省令で定めるところにより、寄附者名簿（各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。次項において同じ。）を備え、これを保存しなければならない。

5 市町村長は、第一項(同項第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定によつて控除すべき金額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、同号に掲げる寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができる。

第三百七十七条の二第一項ただし書中「第三百十四条の七」を「第三百十四条の七第一項（同項第四号に掲げる寄附金（租税特別措置法第六十六條の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第五項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第二項に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

第三十七條の四第一項中「から第四項まで」を「から第五項まで」に、「同条第六項若しくは第七項」を「同条第七項若しくは第八項」に、「二十万圓」を「五十万圓」に改め、同条第二項中「代表者」の下に「人格のない社団等の管理人を含む。」を加える。

第三百十七条の五中「同条第六項若しくは第七項」を「同条第七項若しくは第八項」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第三百十七条の七第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第三百二十一条の八第五項、第九項、第十二項及び第十五項中「第四十二条の五第五項」の下に、「第四十二条の五の二第五項」を加える。

第三百二十一条の八の二の次に次の一条を加える。

（法人の市町村民税に係る故意不申告の罪）
第三百二十一条の八の三 正当な事由がなくて

第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項又は第十九項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなか

つた場合においては、法人の代表者人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

下の懲役又は五十万円」に改める。

第三百八十五条第二項中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第二百八十六条中「三万円」を「十万円」に改める。

第三百九十五条第一項及び第三百九十七条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第四百四十八条第一項中「五万円」を「三十万円」に改める。

第四百四十九条中「三万円」を「十万円」に改める。

第四百五十條第一項中「五万円」を「三十万円」に改める。

第四百五十二条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「十万円」を「百万円」に改め、「又は科料」を削

り、同条第二項中「十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第三項」を加

え、「外」を「ほか」に、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に

3 次の二項を加える。
 第一項に規定するもののほか、第四百四十

七条第一項の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないこ

とにより、軽自動車税の全部又は一部を免れた者は、五十万円以下の罰金に処する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額

は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の

額とすることができる。

九条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、特別土地保有税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることが出来る。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第六百十四条第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第六百十五条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改める。

第六百七十五条第一項中「五十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第六百七十七條第一項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

たを「免れた」に、「五十万円」を「百万円」に、「こえる」を超えるに、「因り」を「より」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「第二項又は第四項」に、「外」を「ほか」に、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項に規定するもののほか、第六百八十一条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、市町村法定外普通税の全部又は一部を免れた納税者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることが出来る。

第六百九十一条に次の一項を加える。

7 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

第六百九十六條第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第六百九十七條第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、第七百条の五十六の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、狩猟税の全部又は一部を免れた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七百条の六十七第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七百条の六十八第一項中「十万円」を「三十万円」に改める。

第七百一条の六十一第一項中「十万円」を「百万円」に改め、「又は科料」を削り、同条第二項中「前項」を「前」に、「同項」を「当該各項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

次の一項を加える。

第七百一条の三十九中「三万円」を「十万円」に改める。

改める。

第七百一条の四十一第二項中「助成金」の下に「その他これに類するものとして総務省令で定めるもの」を加える。

第七百一条の四十九の次に次の一条を加える。

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第七百一条の四十九の二 指定都市等は、事業所税の納税義務者が正当な事由がなくて第七百一条の四十六第一項若しくは第三項又は第七百一条の四十七第一項若しくは第三項の規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、当該指定都市等の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第七百一条の五十三の見出し中「事業所税」の下に「の賦課徴収」を加え、同条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第七百一条の五十四の見出し中「事業所税」の下に「の賦課徴収」を加え、同条中「三万円」を「十万円」に改める。

改める。

第七百一条の五十六第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第七百一条の四十六第一項又は第七百一条の四十七第一項の規定による申告書を当該各項に規定する

第六百八十二条第一項中「五十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第六百八十三条中「三万円」を「十万円」に改める。

第六百九十一条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれた」を「免れた」に、「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは科料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第二項中「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは科料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第三項中「免かれ

第六百九十一条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれた」を「免れた」に、「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは科料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第二項中「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは科料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第三項中「免かれ

により、法定外目的税の全部又は一部を免れた納税者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第七百三十三条の二十一に次の一項を加える。

7 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

第七百三十三条の二十五第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七百三十三条の二十六第一項中「十万円」を「二十万円以下」の懲役又は五十万円に改める。

附則第五条の四第一項第三号及び第六項第三号中「第四十一条の十八」の下に、「第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三」を加え、同条第十三項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

附則第五条の四の二第二項第二号及び第五項第二号中「第四十一条の十八」の下に、「第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三」を加える。

附則第五条の五中「五千円」を「二千元」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

第五条の六 租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第三十七条の二第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、第三十七条の二第一項各号列記以外の部分及び第二項並びに前条第一項中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）とする。

2 租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第三百十四条の七第一項及び第二項並びに前条第二項の規定の適用については、第三百十四条の七第一項各号列記以外の部分及び第二項並びに前条第二項中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額

に相当する部分を除く。）とする。

附則第六条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年」に、「すべて」を「全て」に、「二十頭」を「千五百頭」に改め、同条第二項中「二十頭」を「千五百頭」に、「すべて」を「全て」に、「前条第一項の規定にかかわらず」を「附則第五条の五第一項の規定にかかわらず」に改め、同項第二号中「前条第一項」を「附則第五条の五第一項」に改め、同条第四項中「平成二十四年度」を「平成二十七年」に、「すべて」を「全て」に、「二十頭」を「千五百頭」に改め、同条第五項中「二十頭」を「千五百頭」に、「すべて」を「全て」に、「前条第二項の規定にかかわらず」を「附則第五条の五第二項の規定にかかわらず」に改め、同項第二号中「前条第二項」を「附則第五条の五第二項」に改める。

附則第八条第三項中「以下この項」を「以下この項及び第六項」に、「次項」を「次項及び第六項」に、「及び租税特別措置法第六十八条の九の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額」を「並びに租税特別措置法第六十八条の九に、「この合計額」を「並びに租税特別措置法に改め、同条第四項中「加算された金額（同条第六項又は第七項を「加算された金額（同法第六十八条の九第六項又は第七項に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 租税特別措置法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者等の平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について同法第四十二条の二第一項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中、「第四十二条の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）及び第四十二条の十

二」とあるのは、「及び第四十二条の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）とする。

6 中小連結親法人等の平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二」とあるのは、「及び第六十八条の十五」とする。

附則第八条の三の次に次の一条を加える。
（特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例）

第八条の三の二 当分の間、租税特別措置法第四条の五第五項の規定の適用を受ける同条第一項に規定する利子等については、同条第五項に規定する特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払つたものとみなして、利子割に関する規定を適用する。

附則第九条第八項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とし、同条第十四項中「附則第九条第十四項」を「附則第九条第十三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とする。

附則第十条第一項及び第三項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項と

し、同条第七項を同条第六項とする。

附則第十一条第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「平成二十三年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「五分の三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「平成二十三年六月三十日まで」を「平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「五分の三」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項中「平成二十三年六月三十日まで」を「平成二十五年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「五分の三」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とし、同条第十一項中「当該取得が」の下に「都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行の日から」を加え、「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「まで」を「までの間に」に改め、「五分の一」の下に「当該取得が都市再生特別措置法第二十五条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合にあっては、当該不動産の価格の二分の一」を加え、同項を同条第七項とし、同条第十二項を同条第八項とし、同条第十三項から第十八項までを削り、同条第十九項を同条第九項とし、同条第二十項中「第四項、第八項、第九項、第十一項、第十五項又は第十六項」を「第三項から第五項まで又は第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第二十一項を同条第十一項とし、同条第二十二項を同条第十二項とし、同条第二十三項中「平

成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条に次の三項を加える。

14 農業近代化資金通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項に規定する農業近代化資金で政令で定めるもの若しくは漁業近代化資金通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金で政令で定めるものの貸付け又は株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号若しくは第九号の下欄に掲げる資金の貸付け若しくは食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第一項若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の規定に基づく資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

15 土地改良法第五十三条の三の二第二項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条又は第九十六条の四において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第五十三条の三第二項に規定する土地を取得することが適当と認める者が、同法第五十三条の三の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条又は第九十六条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により換地計画において定められた換地であつて、同法第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定について

は、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

16 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサ―ビス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの新築を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第七十三条の十四第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサ―ビス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、政令で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「一戸につき千二百万円（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものにつき千二百万円）」とあるのは「当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものにつき千二百万円」とする。

附則第十一条の二第二項中、「第三項若しくは第五項」を「若しくは第三項」に改める。
附則第十一条の四第一項中「助成金」の下に「その他これに類するものとして総務省令で定めるもの」を加え、「平成元年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同条第三項及び第四項を削

り、同条第五項中「次の表の上欄に掲げる計画」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画」に、「に係る同表の中欄に掲げる認定」を「に係る同法第三十九条の二第一項の規定による認定（同法第三十九条の三第一項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。）に、「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）の施行の日から平成二十三年六月三十日まで」を「平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、

以下この項において同じを削り、「従つて事業の譲渡若しくは」を「従つて事業の譲渡又は」に、「同表の下欄に掲げる者又は同表の上欄に掲げる計画（同表第二号及び第五号の上欄に掲げる計画を除く。）に従つて同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者」を「同法第三十九条の三第一項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者」に、「それぞれ同表の中欄に掲げる」を「当該計画に係る同法第三十九条の二第一項の規定による」に改め、同項の表を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサ―ビス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第七十三条の二十四第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「に」に改め、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅

（政令で定める住宅に限る。以下この項及び次項において「特例適用住宅」という。）一戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものについて）とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサ―ビス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サ―ビス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サ―ビス付き高齢者向け住宅」とする。

附則第十一条の五第三項中、「第七十三条の十四第八項」を「第七十三条の十四第六項」に、「同条第十項」を「同条第八項」に、「同条第十二項」を「同条第九項」に、「場合、附則第十二条第一項若しくは第十三項」を「場合又は附則第十二条第一項に改め、前条第三項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用権が消滅した場合」を削り、「第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十二項」を「第七十三条の十四第六項、第八項若しくは第九項」に、「附則第十二条第一項若しくは第十三項又は前条第三項」を「又は附則第十二条第一項」に改める。

附則第十一条の六中「第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十二項」を「第七十三条の十四第六項、第八項若しくは第九項」に、「附則第十二条第一項若しくは第十三項又は附則第十二条の四第三項」を「又は附則第十二条第一項」に、「附則第十二条第一項若しくは第十三項、附則第十二条の四第三項」を「附則第十二条

第一項に改める。

附則第十二条第五項を削る。

附則第十二条の二の第二項中「国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて」を削り、「困難になつてゐるもの」の下に「として道府県の条例で定めるもの」を加え、「として総務省令で定めるもの」を削る。

附則第十四条第三項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第一項中「平成二十一年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、「及び港湾運送事業法第九条第一項に規定する港湾運送事業者（同法第三条第一号に掲げる一般港湾運送事業の許可を受けた者に限るものとし、当該許可を受けた者に利用させるための上屋を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものを含む。）が新設し、又は増設した流通機能の高度化に寄与する上屋として政令で定めるもの（増設した上屋にあつては、当該増設部分とする。以下この項において「特定上屋」という。）及び「とし、特定上屋にあつては当該特定上屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の八分の七の額」を削り、同条第二項中「第三十七項」を「第十八項」に改め、同条第四項中「第三百四十九条の三第七項又は第八項」を「第三百四十九条の三第八項又は第九項」に改め、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「の支給を受けて平成二十一年一月二日から平成二十三年六月三十日まで」を「その他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給を受けて平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「第三十八項」を「第二十八項」に、「第四十六項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第十項を第七項とし、第十一項

を第八項とし、第十二項を第九項とし、同条第十三項中「第二十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者が、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十六年三月三十一日までの間に新設した次に掲げる設備で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、第一号に掲げる設備にあつては当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一、第二号に掲げる設備にあつては当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三（当該設備のうちデジタル信号により送信されるテレビジョン放送（放送法第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。）を受信することが困難と認められる地域として総務省令で定める地域を対象とするもので、平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十四年三月三十一日までの間に新設されたものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一）、第三号に掲げる設備にあつては当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三（当該設備のうち平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に新設されたものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四）とする。

一 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第二条第二項第一号に規定する無線

設備（次号において「無線設備」という。）のうち小規模なものとして総務省令で定めるもの（次号において「小規模無線設備」という。）。

二 小規模無線設備以外の無線設備

三 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第二条第二項第二号に規定する放送

番組を制作するための設備

附則第十五条中第十四項から第十六項までを削り、第十七項を第十二項とし、第十八項を削り、同条第十九項中「充電し若しくは」を削り、「充てんする」を「充電する」に、「平成十五年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十一項を同条第十五項とし、同条第二十二項を削り、同条第二十三項中「第十四項又は第二十八項」を「第十五項又は第二十七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十四項中「平成二十一年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「平成二十三年改正法の施行の日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「第四十一項」を「第三十項」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十五項を同条第十八項とし、同条第二十六項を削り、同条第二十七項中「平成二十二年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「第二十九項」を「第二十一項」に、「四分の一」を「三分の一」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十八項を同条第二十項とし、同条第二十九項中「軌道事業者等」という（以下この項において「鉄道事業者等」という。）を加え、「平成十七年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日

日まで」に、「二分の一」を「三分の一」（総務省令で定める小規模な鉄道事業者等が当該車両を、取得して、又は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合においては、当該車両の価格の五分の三）に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第三十項を同条第二十二項とし、同条第三十一項中「平成十五年四月一日」を「平成二十三年法律第二十四号の施行の日」に、「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「同法第二十九条第一項第二号」を「都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号」に、「二分の一」を「五分の三（当該家屋及び償却資産のうち同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域で施行された同法第二十五条に規定する認定事業により取得したものにあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一）」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十二項を削り、同条第三十三項を同条第二十四項とし、同条第三十四項を同条第二十五項とし、同条第三十五項中「港湾法第五十条の四第六項に規定する認定運営者が」を「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号。以下この項及び第三十七項において「平成二十三年港湾法等改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に平成二十三年港湾法等改正法第二条の規定による改正前の港湾法第五十条の四第六項に規定する認定運営者であるものが、同号に掲げる規定の施行の際現に」に、「指定特定重要港湾」を「指定港湾」に、「において」を「であるものにおいて」に、「港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十五号）の施行の日」を「平成二十三年港湾法等改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日」に、「平成二十三年六月三十日」を「平成二十六年三月三十

一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十六項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十七項を削り、同条第三十八項中「第四十六項」を「第三十五項」に、「第九項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十九項を削り、第四十項を第二十九項とし、第四十一項を第三十項とし、第四十二項を第三十一項とし、同条第四十三項中「平成二十三年度分」の下に「及び平成二十四年度分」を加え、同項を同条第三十二項とし、同条第四十四項中「営む者」の下に「で資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であるもの」を加え、「同条第二号」を「電気通信基盤充実臨時措置法平成三年法律第二十七号」

第五条第三項に、「電気通信設備を地方公共団体総合行政ネットワーク（すべての地方公共団体においてその使用する電子計算機を相互に電気通信回線で接続して情報の電磁的方式（第七百四十八条第一項に規定する電磁的方式をいう。）による流通及び情報処理を行うための情報通信ネットワークをいう。以下この項において同じ。）に接続する場合において、地方公共団体総合行政ネットワークの安全性及び信頼性を確保するために特に必要となる設備で総務省令で定めるもののうち、」を「認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により」に、「平成二十一年四月一日」を「電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行の日」に、「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「新たに取得したものを（新設した同条第一項第四号に掲げる設備（これと同時に設置する同項第一号に掲げる設備を含む。）で政令で定めるもの」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第四十五項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十六

項を同条第三十五項とし、同条に次の二項を加える。

36 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二条第一項に規定する特定特殊自動車（道路運送車両法第三条に規定する小型特殊自動車を除く。）のうち特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第十二条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する基準適合表示で総務省令で定めるものが付されたもの（以下この項において「基準適合表示車」という。）であつて、平成二十三年四月一日から平成二十四年九月三十日までの間（基準適合表示車のうち政令で定めるものにあつては、平成二十三年四月一日から平成二十五年九月三十日まで）の間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該基準適合表示車に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該基準適合表示車に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三の額とする。

37 港湾法第四十三条の十一第二項に規定する港湾運営会社（同法附則第二十六項（同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により港湾運営会社とみなされる同法附則第二十項に規定する特例港湾運営会社を含む。）が同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾又は同項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるもの（以下この項において「特定国際拠点港湾」という。）において、政府の補助で総務省令で定めるもの又は同法第十五条の七第一項若しくは同法第五十五条の八第一項に規定する国の貸付け若しくは特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項に規定する政府の貸付けに係る資金の貸付けを受けて平成二十三年港湾法等改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得した

港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の使用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの（第三十五項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、特定国際拠点港湾において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の二第一項中「第十二項若しくは第十四項」を「第十三項若しくは第十五項」に、「前条第二十九項」を「前条第二十一項」に改め、同条第二項中「第十二項から第十四項まで若しくは第二十八項、前条第二十九項」を「第十三項から第十五項まで若しくは第二十七項、前条第二十一項」に改める。

附則第十五条の八第三項中「平成十一年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、「三分の二に相当する額及び」の下に「当該家屋のうち」、「三分の一に相当する額」の下に「当該家屋が同法第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合においては、当該合算額の四分の一に相当する額」を加え、同条第四項中「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行の日」を「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日」に、「平成二十三年六月三十

日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅」を「高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅」に改め、同条第五項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「掲げる者」の下に「と」、「三分の一に相当する額（当該家屋が同法第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合においては、当該合算額の四分の一に相当する額）」とあるのは「三分の一に相当する額」を加える。

附則第十六条の二第三項から第五項までを削り、同条第六項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第十七条の二第五項の表及び第六項の表中「第三百四十九条の三第九項」を「第三百四十九条の三第十項」に、「第二十三項、第二十四項、第二十九項、第三十二項及び第三十三項」を「第二十四項及び第二十八項」に、「第三百四十九条の三第十一項及び第二十七項」を「第三百四十九条の三第十二項及び第二十三項」に、「附則第十五条第九項、第二十三項、第三十三項、第三十八項、第四十項、第四十三項及び第四十六項」を「附則第十五条第六項、第十六項、第二十四項、第二十八項、第二十九項、第三十二項及び第三十五項」に改める。

附則第三十三条第四項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「平成二十三年分」を「平成二十五年分」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

附則第三十五条の六及び第三十五条の七中「第七百三条の四」に、「これらの規定（第七百三条の四第七項を除く。）」を「第七百三条の四第六

項、第七百三条の五及び第七百六条の二第一項に改め、「同条第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」とを削る。

附則第三十六條第一項中「第七百三条の四第六項から第八項まで」を「第七百三条の四」に改め、「第八項」及び「同条第八項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額」とを削り、同条第二項中「第七百三条の四第六項から第八項まで」を「第七百三条の四」に改め、「第八項」及び「同条第八項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の短期譲渡所得の金額」とを削る。

附則第三十七條及び第三十七條の二中「第七百三条の四第六項から第八項まで」を「第七百三条の四」に、「これらの規定（第七百三条の四第七項を除く。）を「第七百三条の四第六項、第七百三条の五及び第七百六条の二第一項」に改め、「同条第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」とを削る。

附則第三十八條中「同条第十項」を「同条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十九項及び第二十項」を「同条第十七項及び第十八項」に、「同条第二十一項」を「同条第十九項」に、「第十五項を「第十四項」に、「第十五項の」を「第十四項の」に、「同条第三十一項」を「同条第二十八項」に、「第二十四項」を「第二十二項」に、「第十二項及び第二十一項」を「第十一項及び第十九項」に改める。

附則第三十八條の二第二項中「第七項」を「第六項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「第七百三条の四第十項又は同条第十一項」を「第七百三条の四第九項又は第十項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第七百三条の四第十四項」を

「第七百三条の四第十三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第七百三条の四第十四項」を「第七百三条の四第十三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「第六項」を「第五項」に、「第七百三条の四第十四項」を「第七百三条の四第十三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第六項」を「第五項」に、「第七百三条の四第十四項又は同条第二十項」を「第七百三条の四第十四項又は第十八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とする。

附則第三十八條の三「同条第十三項」を「同条第十二項」に改める。

附則第四十一條第三項中、「第七百三条の二十七の八」を削り、「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第六項」に改め、同条第四項中「を除く。」の下に「及び移行一般社団法人等（整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第二百一十一條第一項において読み替えて準用する整備法第二百六条第一項の登記（第十一項において「設立登記」という。）をしたものをいう。第十一項において同じ。）のうち退職金共済事業を行う法人であつて政令で定めるもの」を加え、同条第十一項中「（整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第二百一十一條第一項において読み替えて準用する整備法第二百六条第一項の登記（以下この項において「設立登記」という。）をしたものをいう。以下この項において同じ。）を削る。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）
第二条 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第五項及び第六項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改め、同条第八項中「新法第三十七條の二」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に對

応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第

号。附則第八條第六項において「平成二十三年改正法」という。）による改正後の地方税法第三十七條の二に、「第四十一條の十八の三」を「同条第三項」に、「第四十一條の十八の三並びに」を「同条第三項及び」に改め、同条第十二項及び第十九項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則第八條第六項中「新法第三百十四條の七」を「平成二十三年改正法による改正後の地方税法第三百十四條の七」に、「第四十一條の十八の三」を「同条第三項」に、「第四十一條の十八の三並びに」を「同条第三項及び」に改め、同条第十項及び第十七項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則第三十條第二項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第三条 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第七号中「並びに同法附則第三十五條の二の二第二項の改正規定及び同法附則第三十五條の三の次に一條を加える改正規定」、「第九項並びに」及び「及び第十項」を削り、同号の次に次の一号を加える。

七の二 第一条中地方税法附則第三十五條の二の二第二項の改正規定及び同法附則第三十五條の三の次に一條を加える改正規定並びに附則第三条第九項及び第十條第十項の規定 平成二十七年一月一日

附則第三条第九項及び第十條第十項中「平成二十五年年度」を「平成二十七年年度」に改める。

（航空機燃料譲与税法の一部改正）
第四条 航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

（航空機燃料譲与税の特例）

2 平成二十三年年度から平成二十五年年度までの各年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「十二分の二」とあるのは、「九分の二」とする。

附則第三項から第六項までを削る。
（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第五条 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「及び第三項」を「第三項及び第五項」に改める。

第二十五條第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「若しくは使用人」を「使用人」に改める。

第二十六條第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「若しくは使用人」を「使用人」に改める。

第二十七條第一項中「含む」の下に「第三項において同じ」を加え、「又は代理人若しくは」を「代理人」に、「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五百万円」を「千万円」に改め、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項の下に」又は「第三項を加え、同項をこれらの項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「若しくは使用人」を「使用人」に改め、「第一項の下に」又は「第三項」を加え、「この条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第十一条の規定により地方税法第七十二條の二十五第一項、第七十二條の二十八第一項又は第七十二條の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書と併せて提出しなければならない第

項各号列記以外の部分の改正規定（前条第一項の規定にかかわらず）を「附則第五条の五第一項の規定にかかわらず」に改める部分に限る。）、同項第二号の改正規定、同条第五項各号列記以外の部分の改正規定（前条第二項の規定にかかわらず）を「附則第五条の五第二項の規定にかかわらず」に改める部分に限る。）並びに同項第二号の改正規定、第二条中地方税法等の一部を改正する法律附則第三条第八項及び第八条第六項の改正規定並びに次条第一項及び第三項、附則第六条第一項及び第三項並びに附則第十一条の規定 平成二十四年一月一日

三 第一条中地方税法第二十三条第一項第八号及び第二百九十二条第一項第八号の改正規定 平成二十四年四月一日

四 第一条中地方税法附則第六条の改正規定（同条第二項各号列記以外の部分の改正規定（前条第一項の規定にかかわらず）を「附則第五条の五第一項の規定にかかわらず」に改める部分に限る。）、同項第二号の改正規定、同条第五項各号列記以外の部分の改正規定（前条第二項の規定にかかわらず）を「附則第五条の五第二項の規定にかかわらず」に改める部分に限る。）、及び同項第二号の改正規定を除く。）、並びに次条第四項及び附則第六条第四項の規定 平成二十五年一月一日

五 第一条中地方税法第七百三条の四、第七百三条の五の二第一項及び第七百六条の二第一項の改正規定並びに同法附則第三十五条の六から第三十八条の三までの改正規定並びに附則第十条及び第十五条の規定 平成二十五年四月一日

六 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の改正規定（第四十一条の四の下に「第四十二条の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）を加える部分に限る。）、同項第四号の三の改正規定（（租税特別措置法第六十八号の九の下に「及び第六十八号の十五」

を加える部分及び「及び租税特別措置法第六十八号の九を」並びに租税特別措置法第六十八号の九、第六十八号の十五及び第六十八号の十五の二に改める部分中、「第六十八号の十五」に係る部分に限る。）、同法第二百九十二条第一項第四号の改正規定（「第四十二条の四」の下に「第四十二条の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）を加える部分に限る。）」及び同項第四号の三の改正規定（（租税特別措置法第六十八号の九の下に「及び第六十八号の十五」を加える部分及び「及び租税特別措置法第六十八号の九を」並びに租税特別措置法第六十八号の九、第六十八号の十五及び第六十八号の十五の二に改める部分中、「第六十八号の十五」に係る部分に限る。） 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）の施行の日

七 附則第二十条の規定 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）の公布の日

八 第一条中地方税法附則第十五条第四十四項の改正規定（平成二十三年六月三十日）を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第三十三項とする部分を除く。）、及び附則第七条第二十八項の規定 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行の日

九 第一条中地方税法附則第十一条第一項の改正規定（平成二十三年六月三十日）を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第七項とする部分を除く。）、及び同法附則第十五条第三十一項の改正規定（平成二十三年六月三十日）を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第二十三項とする部分を除く。）、並びに附則第四条第四項、第七條第二十三項及び第九條第九項の規定 都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行の日

十 第一条中地方税法附則第十条に三項を加える改正規定（同条第十六項に係る部分に限る。）、同法附則第十一条の四に一項を加える改正規定及び同法附則第十五条の八第四項の改正規定（平成二十三年六月三十日）を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、並びに附則第七條第三十項の規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日

十一 第一条中地方税法第七十三条の四第一項第四号の四、第三百四十八条第二項第十号の四、第五百八十六條第二項第四号の五及び第七百一十條の三十四第三項第十号の四の改正規定並びに附則第十六條の規定 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）附則第一、三條第三号に掲げる規定の施行の日

十二 第一条中地方税法附則第十五条第三十五項の改正規定（指定特定重要港湾）を「指定港湾」に改める部分、「平成二十三年六月三十日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第二十六項とする部分を除く。）、及び同条に二項を加える改正規定（同条第三十七項に係る部分に限る。）並びに附則第七條第二十五項及び第九條第十項の規定 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一、二條第二号に掲げる規定の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第三十七條の二第一項及び第二項、附則第五条の五第一項並びに附則第五条の六第一項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支

出する新法第三十七條の二第二項各号に掲げる寄附金について適用する。

2 新法第三十七條の二第三項の規定による申出をしようとする者は、平成二十四年一月一日前においても、同項の例により、その申出をすることができ。

3 新法第四十五條の二第二項及び第五項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第六條第一項及び第二項の規定は、平成二十五年年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第六條第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

6 新法第二十三條第一項第四号（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四十二條の十二の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八條の十五の二の規定に係る部分に限る。）並びに新法附則第八條第五項（新法第二十三條第一項第四号の規定に係る部分に限る。）及び第六項（新法第二十三條第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度（施行日前に終了した事業年度を除く。）分の法人の道府県民税及び同年四月一日以後に開始する連結事業年度（施行日前に終了した連結

【参議院】

法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

措置法第四十二条の十二の規定に係る部分に限る。及び第四号の三(租税特別措置法第六十八条の十五の二の規定に係る部分に限る。)並びに新法附則第八条第五項(新法第二百九十二条第

一項第四号の規定に係る部分に限る。）及び第六項（新法第二百九十二条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度（施行日前に終了した事業年度を除く。）分の法人の市町村民税及び同年四月一日以後に開始する連結事業年度（施行日前に終了した連結事業年度を除く。）

分の法人の市町村民税について適用し、同年四月一日前に開始した事業年度(同日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度を含む)分の法人の市町村民税及び同年四月一日前に開始した連結事業年度(同日以後に開始し、施行日前に終了した連結事業年度を含む)分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

7 施行日から附則第一条第六号に定める日の前日までの間における新法附則第八条第三項(新法第二百九十二条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。)、第五項(新法第二百九十二条第一項第四号の規定に係る部分に限る。)、及び第六項(新法第二百九十二条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。))の規定の適用については、新法附則第八条第三項中「並びに租税特別

措置法第六十八條の九、」とあるのは、並びに租税特別措置法第六十八條の九及び」と、「並びに租税特別措置法」とあるのは「及び租税特別措置法」と、同条第五項中、「第四十二條の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）及び

税特別措置法第六十八条の九及び」と、「並びに

租税特別措置法」とあるのは「及び租税特別措置法」と、同条第五項中「第四十二条の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）及び

第四十二条の十二」とあるのは「及び第四十二条の十二の規定と、」及び第四十二条の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）とあるのは「の規定」と、同条第六項中「第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の九及び第六十八条の十五の二」と、」及び第六十八条の十五とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の九」とする。 （固定資産税に関する経過措置） 第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。	8 旧法第三百四十九条の第三十三項に規定する固定資産のうち土地に対して課する平成二十三年度分までの固定資産税並びに同項に規定する固定資産のうち施行日以前に取得された家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 9 平成二十一年四月一日から施行日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第一項に規定する特定倉庫、附属機械設備及び特定上屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 10 旧法附則第十五条第五項に規定する路外駐車場の用に供する家屋で平成十九年四月一日から施行日までの間に設置されたものに対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	17 旧法附則第十五条第十八項各号に掲げる家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 18 平成十五年四月一日から施行日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十九項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 19 平成二十一年四月一日から施行日の前日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 20 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日から施行日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十六項に規定する停車場建物等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	26 平成二十二年四月一日から施行日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十七項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 27 平成十九年四月一日から施行日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十九項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 28 平成二十一年四月一日から附則第一条第八号に定める日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第四十四項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
2 施行日以前に取得された旧法第三百四十九条の第三十八項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 3 施行日以前に取得された旧法第三百四十九条の第三十三項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 4 旧法第三百四十九条の第三十七項に規定する土地に対して課する平成二十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 5 施行日以前に取得された旧法第三百四十九条の第三十三項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 6 施行日以前に取得された旧法第三百四十九条の第三十一項に規定する事務所及び倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 7 旧法第三百四十九条の第三十二項に規定する固定資産のうち土地に対して課する平成二十三年度分までの固定資産税並びに同項に規定する固定資産のうち施行日以前に取得された家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	11 平成十七年四月一日から施行日までの間に新設された旧法附則第十五条第六項に規定する特定緑化施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 12 平成十八年四月一日から施行日までの間に取得された旧法附則第十五条第七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 13 平成二十一年一月二日から施行日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 14 平成二十一年四月一日から施行日までの間に新設された旧法附則第十五条第十四項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 15 平成二十二年四月一日から施行日までの間に新設された旧法附則第十五条第十五項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 16 平成二十二年四月一日から施行日までの間に新設された旧法附則第十五条第十六項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	21 平成二十二年四月一日から施行日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 22 平成十七年四月一日から施行日までの間に新たに製造された旧法附則第十五条第二十九項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 23 平成十五年四月一日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間に新たに取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 24 平成二十一年四月一日から施行日までの間に設置された旧法附則第十五条第三十二項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 25 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十五号）の施行の日から附則第一条第十二号に定める日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	29 平成十一年四月一日から施行日までの間に新築された旧法附則第十五条の八第三項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 30 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行の日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条の八第四項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 31 平成十六年十月二十三日から施行日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第三項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 32 平成十九年三月二十五日から施行日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第四項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 33 平成十九年三月二十五日から施行日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十三項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

に取得され、又は改良された旧法附則第十六条の第二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

34 平成十九年七月十六日から施行日までの間に取得され、又は改良された旧法附則第十六条の第二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第八条 旧法第七百一条の四十一第二項に規定する事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十三条第五項に規定する事業(同項に規定する計画の公表の日から施行日までの間に新設された同項に規定する事業所等において行うものに限る。)に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十三年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十二年分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 施行日以前に取得された旧法第三百四十九条の第三十三項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 旧法第三百四十九条の第三十七項に規定する土地に対して課する平成二十三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

4 施行日以前に取得された旧法第三百四十九条の第三十一項に規定する事務所及び倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

5 旧法第三百四十九条の第三十二項に規定する固定資産のうち土地に対して課する平成二十三年度分までの都市計画税及び同項に規定する固定資産のうち施行日以前に取得された家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

6 旧法第三百四十九条の第三十三項に規定する

る固定資産のうち土地に対して課する平成二十三年度分までの都市計画税及び同項に規定する固定資産のうち施行日以前に取得された家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

7 平成二十一年四月一日から施行日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第一項に規定する特定倉庫及び特定上屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

8 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の日から施行日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十六項に規定する停車場建物等に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

9 平成十五年四月一日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間に新たに取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

10 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行の日から附則第一条第十二号に定める日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十五項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

11 平成十六年十月二十三日から施行日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の第二十三項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

12 平成十九年三月二十五日から施行日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の第二十四項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十条 新法の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成二十五年分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十四年度分まで

の国民健康保険税については、なお従前の例による。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 第二条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第三条第八項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第八条第六項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十二条 第四条の規定による改正後の航空機燃料課与税法附則第二項の規定により読み替えて適用される同法第三条第一項の規定の適用については、平成二十三年度分の航空機燃料課与税に限り、同項の表九月の項中「三月から八月までの間の」とあるのは「三月の収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」と同年の四月から八月までの間に於ける」と、相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

2 平成二十三年度及び平成二十四年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第五十三条第一項の規定の適用については、同項第一号中「当該年度の航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは、「当該年度の航空機燃料税の収入見込額の九分の七に相当する額」として同年度の一般会計の歳入予算額に計上された金額」とする。

3 平成二十五年分における特別会計に関する法律附則第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この項において同じ。の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成二十三年十二月三十一日までの間に於ける新法第四十一条第二項及び第三百二十四条第五項の規定の適用については、新法第四十一条第二項中「第三百七条の二第二項から第五項まで」とあるのは「第三百七条の二第一項から第四項まで」と、新法第三百二十四条第五項中「同条第七項若しくは第八項」とあるのは「同条第六項若しくは第七項」とする。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第十五条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の三中「第七百三条の四第六項から第八項まで」を「第七百三条の四に改め、同条第八項及び、同法第七百三条の四第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第二項各号」とを削る。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 地方税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項、第十三条第五項及び第十九条第二項中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「新法」を「地方税法」に改める。

(放送法等の一部を改正する法律の一部改正)
第十七条 放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条のうち地方税法第三百四十九条の三第九項の改正規定中「第三百四十九条の三第九項」を「第三百四十九条の三第十項」に改める。

附則第十九条中地方税法附則第十一条第十四項の改正規定を削る。

附則第十九条中地方税法附則第十五条の改正規定を次のように改める。

附則第十五条第十一項中「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者」を「基幹放送事業者(日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。)を除く。）」又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に、「第二条第二号の五」を「第二条第十八号」に改める。

(国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中地方税法等の一部を改正する法律第一条の改正規定及び同法附則第一条の改正規定を削る。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三条の二第二項中「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第号)」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)」に改める。

(郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十条 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条のうち地方税法附則第十五条第四十項の改正規定及び第十条のうち同法附則第十五条第四十項の改正規定中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第二十九項」に改める。

附則第十五条第二十九項に改める。

平成二十三年六月二十四日印刷

平成二十三年六月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A